

月刊

日本行政

no.633
2025
august

8

Top
Message

会長就任の御挨拶
「強い行政書士制度を創るために」



能島（愛媛県）

◆ Topics

- ・令和7年度 定時総会の開催報告
- ・行政書士法改正と韓国視察

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会



会長就任の御挨拶 「強い行政書士制度を創るために」

この度、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）会長に就任いたしました東京都行政書士会（以下「東京会」という。）所属の宮本重則と申します。

令和7年度日行連定時総会（以下「定時総会」という。）において実施された会長選挙では、多くの皆様の御支援をいただき当選することができました。心より厚く御礼申し上げます。

私は、平成15年3月に行政書士会に登録・入会して、22年が経過しました。この4年間は、東京会では会長として、日行連では総務部長、法改正推進本部委員等として、行政書士が国家資格者でNo.1となるよう、強い行政書士制度を創るために会員の皆様の多大なる御協力を賜りながら尽力してまいりました。

この「強い行政書士制度を創る」という想いを胸に、これまで日行連が提唱してきました、「そうだ、行政書士に相談しよう!」という活動理念を引き継いだ上

で発展させた、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、まずは、定時総会において決定した令和7年度事業計画（以下「事業計画」という。）を着実に推進しつつ、次の三つの施策を始めとする各種の施策を実行し、皆様と共に強い行政書士制度を創ってまいります。

そして、地域の住民・事業者の方々から、継続的に相談され、業務を依頼される地域に必要な不可欠な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。

1 デジタル社会をけん引するための改正行政書士法の活用

① 行政書士代理申請システムの実装

今回の行政書士法の改正において、職責規定が新設され、士業では初めてデジタル化への対応について努力義務が規定されました。これを機に、デジタルに精通した国家資格者として、官公署のあらゆる行政手

続において、行政書士が申請手を代理できるシステムの実装を目指します。また、単位会と協力して、総務省を始めとする関係省庁、地方公共団体、各種団体等と連携して、全国各地において行政書士によるオンライン申請を支援できる仕組みの構築を目指します。

② 単位会に対するサポート体制の構築

行政手続のデジタル化に伴い、会員の皆様のスキルアップも必須となります。この対策として、デジタルに関する研修会を実施する単位会に対して日行連から講師を派遣するなど、単位会へのサポートも行います。

③ 今後の行政書士法改正の推進

今後は、行政手続のみならず、市民法務分野等においても、権利義務・事実証明のデジタル化が進み、これに対応するために、更なる行政書士法の改正が必要となることが予想されます。「国民の権利利益の実現に資する」という使命を果たしていくためにも、引き続き、行政書士法の改正を推進してまいります。

2 国民の権利利益の実現に向けた職域の確保・拡大と業務部門等の機能強化

① 日行連の業務部門等の機能強化

日行連の業務部門（許認可業務部、法務業務部、国際・企業経営業務部）等の機能を強化し、更なる職域の確保・拡大を通じて、行政書士業務をブローカー・非行政書士から守り、国民の権利利益の実現につなげてまいります。

② 新規業務部門等の創設を検討

新規業務の研究・開拓・拡大を進めてまいります。また、これらの各業務部門に対して、予算的的確な配分を行い、業務に強い日行連を創ります。また、一部の単位会で対応されているような、農林水産分野、医療法人等の関係部門のほか、港湾等の海事許認可、消防等、必要な業務部門の設置も検討するなど、日行連の組織改革を進めます。

③ 行政書士資格のブランド力の強化

SNS やマスコミ等を積極的に活用して、様々な世代に行政書士制度を周知し、また、（一財）行政書士試験研究センターとも連携して行政書士資格・制度のブランド力の強化を目指します。

④ 特定行政書士制度の機能の強化

今回の行政書士法の改正において、特定行政書士による不服申立て代理業務について、本人が申請した案件等も対象となり、業務範囲が拡大されました。これにより、今後、特定行政書士への業務依頼が増加することが予想されます。これを見据え、「特定行政書士の増員」、「特定行政書士法定研修の内容の充実」、「資質の向上に向けたブラッシュアップ研修等の実施」、「国民、行政機関、会員等への制度の周知」が必要になると考えています。

特に、特定行政書士の資質の向上については、例えば、司法習修のように、要件事実や事実認定と不服申立ての関係の研究、座学だけでなくグループディスカッションや不服申立てに係る申請書等の作成など実務に直結する研修内容も盛り込みます。

また、一部の自治体で行われている建設業許可相談員制度等に倣い、総務省と連携して、行政不服申立相談員制度の創設を目指します。

⑤ 報酬等に関する指針等の作成

今回の行政書士法の改正において、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」と、報酬の規定が明確になりました。指針やガイドライン等を作成し、あらゆる名目で報酬を受領しているブローカーなどの排除につなげてまいりたいと考えています。

3 大規模災害発生時の被災者支援等を通じた官公署等との連携

① 日行連と内閣府との災害支援に関する協定に基づく支援策

内閣府と締結した被災自治体への支援に関する協定に基づき、現在募集している「災害復興支援員」の派遣体制を構築するとともに、単位会と地方自治体等との災害支援協定の締結を推進することを通じて、単位会と協働して、国民・事業者の皆様が、日本全国どこでも行政書士による被災者支援を受けることができる仕組みの構築やサポートを目指します。

② 被災者の権利利益の実現

今後、感染症等を含む新たな災害の発生に備えて、単位会と共に、被災した国民・事業者に対する支援活動の充実強化を図ります。具体的には、官公署へ提出する給付金・支援金・協力金・補助金等の申請書の代理作成は、行政書士業務であることを周知し、被災者の権利利益の実現を図ります。

③ 関係機関との連携

日行連が災害支援を行うために、単位会や各地方協議会との更なる連携強化を図ります。さらに、他士業を始めとする関係団体との連携スキームを構築するなど対策を強化し、大規模災害発生時においても国民の権利利益の実現を図ってまいります。

④ その他災害対策（日行連の事業継続計画の策定等）

自然災害の発生や感染症の流行等により、日行連の事業継続リスクが発生した場合を想定し、被害を最小限に留め、素早い事業の復旧を実現するため、事業継続計画（BCP）の策定等を目指します。

事業計画を始め、これらの三つの施策や各種の施策を推し進めていくためには、全国 47 単位会から御意見、御要望を賜り、集約して、施策に生かしていくことが必須であると考えます。

そして、従来から日行連が提唱してきました「そうだ、行政書士に相談しよう！」を引き継ぎ、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」という活動理念の下、強い行政書士会、行政書士制度を皆様と一緒に創ってまいります。

結びに当たりまして、会員の皆様のより一層の御健勝、御活躍、全国 47 単位会のより一層の御発展を祈念いたしまして、会長就任の御挨拶とさせていただきます。

8

日本行政

MONTHLY No.633 AUGUST. 2025

Contents

Top Message

会長就任の御挨拶「強い行政書士制度を創るために」..... 1

Topics

令和7年度 定時総会の開催報告 4

新役員名簿 8

定時総会議案資料 9

定時総会質問一覧 22

総務大臣表彰 表彰状授与式 24

定時総会 懇親会の開催報告 26

定期大会

行政書士法改正と韓国視察 29

Information

行政書士申請取次関係研修会（VOD方式）の御案内 36

一般倫理研修受講について 37

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ 38

令和7年度「行政書士試験」の御案内 39

■ Pick UP!単位会 40

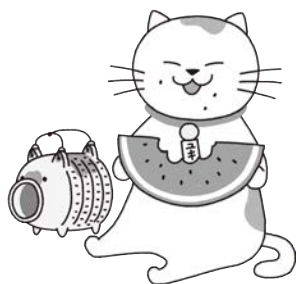
■ 中央研修所通信8月号 41

■ 日行連の主な動き（6月） 45

■ コスモスInformation 47

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 49

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



2025年7月号（No.632）トピックス「令和7年春の褒章」において、北口義明会員の役員歴に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。お詫びして訂正いたします。

9ページ、北口義明会員【役員歴】

誤	正
理 事（平成7年5月～平成13年5月）	理 事（平成7年5月～平成13年5月）
副会長（平成17年5月～平成19年5月）	副会長（平成17年5月～平成19年5月）
副会長（平成19年5月～平成21年5月）	会 長（平成19年5月～平成21年5月）

令和7年度 定時総会の開催報告

開催日	令和7年6月19日(木)、20日(金)
場所	東京プリンスホテル
司会	宮本 重則 総務部長 田後 隆二 専務理事
議長	吉田 修 代議員(佐賀会)
副議長	田中 雄一 代議員(福岡会)
議事録署名人	野口 哲郎 代議員(北海道会) 嶋田不二雄 代議員(北海道会)



令和7年6月19日から二日間にわたり東京都港区の東京プリンスホテルにおいて、令和7年度定時総会が開催され、全国の代議員を始め、役員など300名以上が参集した。

令和7年6月13日に行政書士法の一部を改正する法律が公布されて初めての総会となり、本総会では、デジタル時代における国民の権利利益の実現と行政書士制度の更なる発展を見据え、熱心な審議が行われた。上程された9議案は全て原案どおり可決され、滞りなく終了した。

午前10時45分、開会に先立ち昨年度中に逝去された物故会員366名に対して黙とうを捧げ、哀悼の意を表した。続いて、高尾副会長の開会のことばにより本総会は開会した。

令和7年度 定時総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 総会成立宣言
- 5 議長・副議長の選任
- 6 議事録署名人の指名
- 7 議事運営委員会の報告
- 8 議案審議
 - 第1号議案 令和6年度事業報告
 - 第2号議案 令和6年度決算報告
 - 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(1)
 - 第4号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(2)
 - 第5号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(3)
 - 第6号議案 令和7年度事業計画(案)
 - 第7号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)
 - 第8号議案 令和7年度予算(案)
 - 第9号議案 役員の改選
- 9 議長・副議長の退任
- 10 新旧役員あいさつ
- 11 閉会のことば

《会長あいさつ》

始めに、常任会長は、本総会に御参集くださった関係者及び代議員各位に対し感謝の言葉を述べた。続いて、近年頻発している自然災害に対し、昨年9月に内閣府と災害に関する連携協定を結んだことについて触れ、引き続き大規模災害の発生を想定した常時支援体制を確立・維持していくことに対し、会員に理解と協力をお願いした。

次に、本年6月13日に行政書士法の一部を改正する法律が法律第65号として公布されたことに触れ、この法改正は国会議員の皆様方を始め、総務省や衆議院法制局の方々の絶大なる御尽力により実現できたもの、また、その他関係者の皆様と全国の行政書士会並びに会員の皆様の御協力により実現したものであるとして、改めて深謝の意が表された。今回の法改正は、特定行政書士の業務範囲の拡大を始め、行政書士の使命と職責が明らかにされたこと、業務の制限規定の趣旨の明確化、そして両罰規定の整備を内容とした、「大改正」と言えるものであり、これは、令和5年にデジタル庁との間で締結した連携協定が土台となっており、今後、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会」の実現を目指す中において、これまで以上に行政書士の存在意義が大きくなるため、デジタル上での不正行為排除に向け、行政書士が申請から事後救済手続までを支援する体制を確立すべく、会員と共に一丸となって取り組んでいく決意を表した。そのためには、まずは特定行政書士の増員を急ぎ、総務省や自治体窓口と連携して、不服申立てに関するニーズの受け皿を確固たるものにすると説明された。

また、デジタル社会への対応として、申請者目線での各種申請システムに関し、関係省庁との連携を強化し、さらに、国が推進するデジタル施策に対して、行政手続を行う国家資格者として積極的に提言を発信することに加えて、デジタル庁の国家資格等情報連携・活用システムとの資格情報の連携を念頭に新会員管理システムの稼働を進め、オンラインでの登録手続を実現していくことを述べた。

私たち行政書士が社会のデジタル化に対応して、リードしていくためには、来年1月から施行される行政書士法第一条の二第二項に規定される「デジタル化への対応」に向けた努力義務に基づき、会員一人ひとりにおいて、デジタルに関する知見を深めていくための努力、自己研鑽が求められ、この姿勢が、国民からの信頼を高めることに直結するため、会員に対し、行政書士全体の更なる資質の向上に理解と協力をお願いした。

最後に、複雑多様化する社会では、行政書士に対する期待は、更に高まるものと確信しており、こうした中で開催する本定時総会は、社会における行政書士の存在感を高めるとともに、未来へつないでいくための重要な議論の機会であるという認識の下、代議員各位に対して、建設的かつ慎重な審議をお願いし、挨拶を終えた。



《来賓祝辞》

総務大臣表彰状授与式における村上総務大臣からの祝辞をもって代えられた。

《総会成立宣言》

代議員定数263名のうち、250名の出席(10時35分集計時)を受け、本会会則第20条の規定により、本総会が有効に成立することが宣言された(最終出席代議員数262名)。

《議長・副議長の選任》

議場の司会者一任の声に基づき、議長に吉田修代議員(佐賀会)、副議長に田中雄一代議員(福岡会)が選任された。

《議事録署名人の指名》

議長は、議事録署名人に野口哲郎代議員(北海道会)、嶋田不二雄代議員(北海道会)の2名を指名した。



《議事運営委員会の報告》

鳩沼理人議事運営委員会委員長から委員の紹介があった。続いて菊地淳史同委員会副委員長から、議事日程及び質問・回答の取扱い等に関する議事運営委員会の申合せ事項を報告し、議場はこれを異議なしで了承した。なお、本総会への質問は、12 単位会から計 65 件提出され（別掲参照）、質問への回答書が開会前に配付された。

《議案審議》

本総会では、次の 9 議案について審議された。

第 1 号議案・第 2 号議案

議長は、第 1 号議案「令和 6 年度事業報告」及び第 2 号議案「令和 6 年度決算報告」を一括上程した。続いて、議長の求めに応じ、山本監事から令和 6 年度決算に関する監査報告がなされた。事前に代議員から提出された各議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。議案ごとに採決を行い、それぞれ異議なしにより可決された。

第 3 号議案

議長は、第 3 号議案「日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（1）」を上程した。事前の質問がなかったことから、直ちに会則第 22 条第 2 項の規定により採決を行い、出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成（在席代議員 258 名、賛成 258 名）により可決された。

第 4 号議案

議長は、第 4 号議案「日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（2）」を上程した。事前の質問がなかったことから、直ちに会則第 22 条第 2 項の規定により採決を行い、出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成（在席代議員 259 名、賛成 259 名）により可決された。

第 5 号議案

議長は、第 5 号議案「日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（3）」を上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。会則第 22 条第 2 項の規定により採決を行い、出席代議員数の 3 分の 2 以上の賛成（在席代議員 260 名、賛成 227 名）により可決された。

第 6 号議案

議長は、第 6 号議案「令和 7 年度事業計画（案）」を上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

第 7 号議案

議長は、第 7 号議案「公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）」を上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

第 8 号議案

議長は、第 8 号議案「令和 7 年度予算（案）」を上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

第 9 号議案

議長は、第 9 号議案「役員の改選」を上程し、執行部に提案説明を求めた。

関口専務理事は、会則第 6 条、第 7 条及び役員選任規則第 2 条、第 3 条の定めにより、会長については選挙、会長以外の役員については選考により選出することを説明した。

議長が役員選任規則第 30 条の定めにより、会長以外の役員選考方法について議場に諮ったところ、議長一任となった。議長は副議長に選考の方法を説明させ、その後、会長選挙に入った。

会長選挙の立候補者は、届け出順に次の2名。

高尾 明仁 会員（大阪会）
宮本 重則 会員（東京会）

議長は、立候補者の所信表明を求め、各候補者はこれに応じた。

その後、議長は役員選任規則第19条第3項の定めにより、投票に先立って代議員と選挙管理委員会関係者以外を退席させた上で議場を閉鎖し、選挙管理委員会に選挙事務をつかさどらしめた。

佐々木選挙管理委員会委員長は会長選挙を挙行し、終了後、議長に議場を返還した。

議長は議場閉鎖を解除し、議事を再開した。その後、佐々木委員長から以下のとおり選挙結果の報告がなされた。

選挙結果	
有効投票数	262 票
（無効投票数）	0 票
うち 高尾 明仁 会員	54 票
宮本 重則 会員	208 票

この結果を受け、宮本会員に対して当選証書が交付され、新会長としての挨拶があった後、総会1日目の議事日程を終了し、休会となった。



2日目に入り、第9号議案の審議が再開された。副議長から新会長に加え、副会長・理事・監事の候補者が読み上げられ議場に諮られると、議場は盛大な拍手をもってこれを承認した。

《名誉会長の委嘱》

宮本新会長から、常住元会長には新たに名誉会長に就任願いたい旨の発議があり、異議なしにより承認された。

《議長・副議長の退任》

全議案の審議終了後に、議長と副議長から退任の挨拶があり、退任した。

《新役員あいさつ》

最後に、宮本新会長及び6名の新副会長が整列し、代議員に対し挨拶を行った。

午前9時25分、田村副会長の閉会のことにより令和7年度定時総会の全日程の終了が告げられ、閉会した。

令和7年度 日本行政書士会連合会 新役員名簿

日行連役職	氏名	単位会役職
会長	宮本 重則	東京会会長
副会長	岩崎 雅幸	山形会会長
	平岡 康弘	静岡会名誉会長 *
	竹田 勲	愛知会会長
	西村 誠	大阪会名誉会長 *
	原田 誠	広島会会長
	河野 芳輝	宮崎会会長
理事	宮元 仁	北海道会会長
	相場 忠義	秋田会会長
	横山 勝	岩手会会長
	野崎 径裕	青森会会長
	河原 達彦	福島会会長
	伴 将史	宮城会会長
	常住 豊	東京会名誉会長
	田後 隆二	神奈川会名誉会長 *
	本間 潤子	神奈川会会長
	関谷 一和	千葉会会長
	古川 正美	茨城会会長
	安野 光宣	栃木会会長
	木村 宏政	埼玉会会長
	関口 隆夫	埼玉会名誉会長 *
	古田島 俊憲	群馬会会長
	和田 英幸	長野会会長
	渡邊 淳	山梨会会長
	土田 哲	静岡会会長
	小宮 淳	新潟会会長
	川村 浩史	愛知会会員 *
	柴田 陽子	岐阜会会長
	若林 三知	三重会会長
	青木 克博	福井会会長

日行連役職	氏名	単位会役職
理事	坪川 貞子	福井会名誉会長 *
	向井 隆郎	石川会会長
	大塚 謙二	富山会会長
	奥野 慎太郎	滋賀会会長
	奥村 拓樹	大阪会会長
	池垣 真理子	京都会副会長
	稲本 太一	奈良会会長
	太田 光	和歌山会会長
	大口 晋	兵庫会名誉会長
	村山 豪彦	兵庫会会員 *
	今田 重治	鳥取会会長
	中野 俊雄	島根会副会長
	山室 光弘	岡山会副会長
	杉山 久美子	山口会会長
	岡田 清之	香川会会長
	松村 和人	徳島会会長
	田岡 崇	高知会会長
	木原 健二郎	愛媛会会長
	田村 公隆	福岡会会長
	徳永 浩	佐賀会相談役
	川添 亨	長崎会会長
	櫻田 直己	熊本会会長
	浦野 英樹	大分会会長
	青手木 良次	鹿児島会会長
	眞榮里 孝也	沖縄会会長
	山本 修三	会員外※
監事	森岡 丈晴	宮城会会員
	北里 佳紀	熊本会副会長
	田村 洋平	会員外

* 会長推薦

※「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく公表対象者である退職公務員に該当する者。

令和7年度 定時総会議案資料 (議案書から抜粋)

※第2・8号議案の資料は本会ホームページを御参照ください。

第1号議案

令和6年度事業報告

令和6年度は、令和6年1月1日に発災した能登半島地震によって甚大な被害を受けた被災地域の復旧・復興に向け、継続的な支援を行うとともに、大規模災害に対する支援体制の充実強化を目指して対応を進めました。また、社会のデジタル化に対応するため、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」を掲げ、令和5年度に引き続き、行政書士法の改正を推進するとともに、デジタル化に対応した業務環境を整備するべく各種事業に取り組みました。

令和6年9月25日、本会は「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。これは、今般の能登半島地震のみならず、これまで東日本大震災や熊本地震などの災害発生時に際し、本会が行ってきた被災者や被災自治体に対する支援活動の実績が評価された結果です。このことを契機として、全国的な支援体制の構築を図るため、「大規模災害等の対策に関する規則」の一部を改正し、被災自治体の復興支援活動に従事する「災害復興支援員」の管理や研修、派遣に関する業務等を所管する「災害復興支援員派遣部」と「現地連絡事務所」を新設しました。各単位会が地元自治体との連携協定を締結し被災者支援体制の強化を推進していることに加えて、全国的に被災自治体への支援体制を構築することにより、被災者に対する迅速な支援を促進し、被災地の早期の復旧・復興に寄与できるものと確信しています。

デジタル化への対応については、令和5年度に引き続き、デジタル庁との連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向けて、デジタル社会に機能する行政書士制度を確立するための各種取組を推進しました。

その成果の一例として、事業者が行う補助金申請手続に関し、行政書士が円滑に代理申請を行えるようデジタル庁へ要望し、幾度もの協議を重ね、補助金申請のポータルサイトである「J グランツ」に代理申請機能が実装されました。事業者の「G

ビズ ID」を利用した申請手続において、行政書士の代理申請ルートが確保されたことにより、非行政書士によるなりすまし行為の防止に加え、行政手続のデジタル化に対応した業務環境の整備に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。

また、令和6年10月から新行政書士会員管理システムが本格的に稼働し、単位会による登録関係事務への利用が開始されました。システムの運用に当たって、実務上の様々な課題が浮き彫りとなりましたが、更なる利便性の向上を目指して、システムの改良を進めているところです。引き続き、システムの安定的な運用を維持しつつ、会員による登録手続のオンライン化への対応を図ってまいります。さらに、令和7年度に予定されている「国家資格等情報連携・活用システム」への接続を見据え、マイナンバーの活用を想定した関係規則等の検討や必要なシステム環境の整備、想定される利用パターンの調査研究等を行いました。このシステムによる行政書士の登録情報のオンライン提供は、デジタル社会において、行政書士の業務の効率化に資するだけでなく、国民の皆様へのサービスの向上に大きく寄与するものと考えています。今後とも政府が推進するデジタル施策に適切に対応してまいります。

会報誌「月刊日本行政」の発行のデジタル化に対応するため、「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」の一部改正を行いました。この改正により、紙版による発行を段階的に縮小して電子版への移行を推進し、印刷費や発送費を削減するとともに、会員の皆様にとっても情報の迅速な取得につながり、会報の保存や情報の検索等も容易になるというメリットが生じます。引き続き、デジタル化の恩恵を実感いただけるよう各方面に配慮しつつ、本会の効率的な運営に向けた合理化を図ってまいります。

令和5年度に引き続き、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立に向けた行政書士法の改正を推進しました。各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会総会において法改正の要望内容の説明を行い、国会議員の皆様のご御理解を得るとともに、行政法学者等の有識者で構成する行政書士制度に関する研究会での議論を踏まえ、総務省の協力も

得て、衆議院法制局と条文案の調整を行いました。また、日本弁護士連合会を始め他士業団体に対して法案の説明を行い、第217回国会（常会）での成立を目指して鋭意対応を進めました。

これらのほか、令和6年3月に大韓民国を訪問して大韓民国の行政士制度及びデジタル化への対応に係る調査研究並びに大韓行政士会との交流を行った結果を踏まえ、更なる調査研究と大韓行政士会との連携強化のため、令和7年2月に第一次訪韓団を結成して大韓民国を再訪しました。今回の訪韓事業では、将来にわたって両国の制度の発展と相互理解及び連携を深めることを目的に、大韓行政士会との間で「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に係る協定」を締結しました。

訪韓時の大韓行政士会との意見交換や、大韓民国の行政手続のデジタル化に係る政府機関への訪問及び情報収集を通じて、大韓民国における官民の様々な取組を知ることができました。今後、我が国における行政手続のデジタル化に係る省庁との協議において、行政書士がイニシアティブを発揮して有用な提案ができるものと期待されます。

加えて、将来にわたる行政書士制度の維持・発展のため、本会の会費額の見直しに関する検討を進めました。

1 地域との共生

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被災した地域の復旧・復興のため、総務省や環境省、石川県や石川県行政書士会等と連携して、公費解体申請に係る支援や事業再建に係る相談事業等を継続したほか、本会として無料電話相談窓口を開設し被災者からの様々な相談に応じるとともに、単位会及び会員の皆様からお寄せいただいた募金を原資として、被災単位会への支援金及び被災会員への義援金を分配して支給しました。

2 役所との共生

令和7年2月10日、警視庁及び東京出入国在留管理局と「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定」を締結しました。これは、相互の情報共有を図ることにより、出入国管理及び難民認定法違反を始めとする犯罪を未然に防止し、外国人の在留の公正な管理を図ることを目的としたものです。この協定に基づき、入管行

政の円滑化を図るとともに、日本国民と外国人が互いに尊重し合い、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に貢献してまいります。

3 他士業者との共生

令和7年2月25日、（一社）日本マンション管理士会連合会との間で「マンション管理の適正化に係る連携協定」を締結しました。現場レベルでの両資格間の連携を密にし、マンション管理の適正化に関連する意見交換会等の実施や情報の共有化を図ることにより、マンション管理計画認定支援手続の円滑化に寄与し、マンション管理組合が抱える様々な課題に対応する環境が整いました。引き続き、国民の利便性の向上のため、専門家同士の協力関係の構築を進めてまいります。

また、法務省からの依頼に基づき、（一社）金融財政事情研究会が主催する「定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会」に参加し、日本公証人連合会と協力して定款認証の重要性について議論したほか、遺言及び任意後見制度の普及に関する広報活動を同会と連携して行いました。

以上、「3つの共生」に関する主な取組に加え、権利擁護推進委員会において行政書士による多文化共生社会への貢献に関する調査研究を推進しました。引き続き、高齢者、障がい者、子ども、外国人、女性、性的マイノリティ（LGBT等）を重点活動領域として行政書士が行う権利擁護活動を推進してまいります。

※各部、委員会等からの報告は省略。

第3号議案

日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（1）

【改正の理由】

令和7年度中に政府の国家資格等情報連携・活用システムに接続して、個人番号を利用した住民基本台帳又は番号利用法による情報の提供を受けることが可能になる見込みであることから、会員の登録の申請及び変更登録の申請に際して個人番号の提供を義務化するとともに、会員の住所変更又は死亡の事実の情報の提供を受けた場合に、職権で名簿の登録事項を変更することができるよう日本行政書士会連合会会則（以下「会則」という。）

を改正する必要があります。

また、これに伴って、10年間の保存義務のある登録に関する書類から個人番号カードの写し等の規則で定める書類を除くとともに、登録届出手続のオンライン化によるキャッシュレス決済に対応して単位会を経由しなくても手数料が納入できるよう会則を改正する必要があるため、上程するものです。

なお、この会則の施行日は、国家資格等情報連携・活用システムとの接続が前提となること、特に、個人番号の提供については、会員に一定の周知期間が必要であること、及び各単位会における事務手続の変更が伴うことから、段階的に対応手続を

拡大する必要があるため、総務大臣の認可の日以降の日であって、規則で定める日としています。

日本行政書士会連合会会則（昭和46年11月5日自治大臣認可）の一部を次のように改正する。

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正案欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正案欄に掲げる規定で現行欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案	現 行
第7章 登録 (行政書士名簿) 第38条 本会に行政書士名簿を備える。 [2 略] 3 行政書士登録申請書等登録に関する書類は、登録した日から起算して10年間保存するものとする。<u>ただし、規則で定める書類を除く。</u> [4 略] (登録の申請) 第40条 行政書士名簿に登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行政書士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、前条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を経由して、本会に提出しなければならない。 2 前項の登録申請書には、その副本1通及び次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。 [一 略] 二 <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又は登録事項を証する書類として規則で定める書類</u> [三～七 略] [3・4 略]	第7章 登録 (行政書士名簿) 第38条 本会に行政書士名簿を備える。 [2 同左] 3 行政書士登録申請書等登録に関する書類は、登録した日から起算して10年間保存するものとする。 [4 同左] (登録の申請) 第40条 行政書士名簿に登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行政書士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、前条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を経由して、本会に提出しなければならない。 2 前項の登録申請書には、その副本1通及び次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。 [一 同左] 二 <u>本籍が記載された住民票の写し（提出の日前3月以内に交付を受けたものとし、申請者が外国人であるときは、住民票の写し及び有効な在留資格を証する書面（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留カード、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者証明書）の写しとする。）</u> [三～七 同左] [3・4 同左]

(変更登録の申請) 第 44 条 [略] 2 変更登録申請書に添付すべき書類は、氏名、本籍、住所、事務所の名称、事務所の所在地の変更を証する書類及び第 40 条第 2 項第二号に掲げる書類（既に個人番号（番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載した申請書等を本会に提出しているときその他本会が個人番号を利用してその者の住所の変更を把握し得る状態にある場合を除く。）とする。 [3 略] (本会による変更の登録) 第 44 条の 3 本会が、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 の規定により行政書士に係る機構保存本人確認情報（同法第 30 条の 7 第 4 項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けること又は番号利用法第 22 条第 1 項の規定により利用特定個人情報（同法第 19 条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより行政書士名簿における当該行政書士に係る登録事項の内容に変更があったと認めるときは、当該登録事項を変更することができる。 2 前項の規定により本会が行政書士名簿における行政書士に係る登録事項を変更した場合には、当該変更について、当該行政書士が法第 6 条の 4 の変更の登録の申請を行ったものとみなす。 (本会による登録の抹消) 第 46 条の 3 本会が、提供を受けた機構保存本人確認情報又は利用特定個人情報によって、法第 7 条第 1 項第三号に規定する事由に該当すると認めるときは、行政書士の登録を抹消する。 (登録等手数料) 第 47 条 行政書士名簿への登録申請等を行う者は、次の各号に掲げる金額の手数料を納入しなければならない。 [一～六 略] [2～5 略] 第 7 章の 2 行政書士法人の届出 (届出手数料) 第 53 条の 12 行政書士法人は、次の各号に掲げる手数料を納入しなければならない。 [一～五 略]	(変更登録の申請) 第 44 条 [同左] 2 変更登録申請書に添付すべき書類は、氏名、本籍、住所、事務所の名称、事務所の所在地の変更を証する書類とする。 [3 同左] [新設] [新設] (登録等手数料) 第 47 条 行政書士名簿への登録申請等を行う者は、次の各号に掲げる金額の手数料を<u>単位会を経由して</u>本会に納入しなければならない。 [一～六 同左] [2～5 同左] 第 7 章の 2 行政書士法人の届出 (届出手数料) 第 53 条の 12 行政書士法人は、次の各号に掲げる手数料を、<u>主たる事務所の所在地の単位会を経由して、本会に</u>納入しなければならない。 [一～五 同左]
---	---

[2～4 略] 第9章 会員の責務と品位保持 (住民票の写し等の交付請求) 第61条の2 行政書士又は行政書士法人は、住民基本台帳法第12条の3若しくは第20条又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2若しくは第12条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる請求を職務上において行う場合は、その請求が行政書士又は行政書士法人による正当な職務上の請求であることを明らかにし、もって請求の対象に記録されている者の権利利益が尊重されるよう、その用に供するものとして本会が作成する用紙(次項において「職務上請求書」という。)を使用しなければならない。 [一・二 略] [2 略]	[2～4 同左] 第9章 会員の責務と品位保持 (住民票の写し等の交付請求) 第61条の2 行政書士又は行政書士法人は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3若しくは第20条又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2若しくは第12条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる請求を職務上において行う場合は、その請求が行政書士又は行政書士法人による正当な職務上の請求であることを明らかにし、もって請求の対象に記録されている者の権利利益が尊重されるよう、その用に供するものとして本会が作成する用紙(次項において「職務上請求書」という。)を使用しなければならない。 [一・二 同左] [2 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この会則は、認可の日から施行する。ただし、第40条第2項第二号及び第44条第2項の規定は、規則で定める日から施行し、施行日から3か月の間は、従前の例によることができる。

第4号議案

日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(2)

【改正の理由】

日本行政書士会連合会は現在、第217回国会(常会)において「行政書士法の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)が議員立法により成立することを目指し、その推進活動を行っています。

改正法案では、現行の行政書士法第1条の2から第1条の4までの規定を第1条の3から第1条の5までにそれぞれ1条ずつ繰り下げることでされており、改正法案が成立して公布及び施行された場合には、法第1条の3を引用している日本行政書士会連合会会則(以下「会則」という。)第3条第六号及び第62条の3第2項を速やかに改正する必要があるため、上程するものです。

なお、この会則の一部改正に係る総務大臣への認可申請は、改正法案が成立した後に行うものとし、施行日は、改正法が公布され、そのうち関係する条の改正が施行された日としています。

日本行政書士会連合会会則(昭和46年11月5日自治大臣認可)の一部を次のように改正する。

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正案欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正案	現 行
第1章 総則 (事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 [一～五 略] 六 行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）<u>第1条の4</u>第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）その他の行政書士の研修に関すること。 [七～十二 略] 第9章の2 研修 (研修事業) 第62条の3 本会は、次に掲げる研修に関する施策を行う。 [一～三 略] 2 前項第二号の研修は、<u>法第1条の4</u>第1項第二号に規定する業務（以下この項において「行政不服申立手続代理業務」という。）を行うのに必要な学識及び実務能力に関するものとして、次に掲げる事項について、講義及び事例研究並びに審査により行うものとする。 [一～三 略] [3 略]	第1章 総則 (事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 [一～五 同左] 六 行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）<u>第1条の3</u>第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）その他の行政書士の研修に関すること。 [七～十二 同左] 第9章の2 研修 (研修事業) 第62条の3 本会は、次に掲げる研修に関する施策を行う。 [一～三 同左] 2 前項第二号の研修は、<u>法第1条の3</u>第1項第二号に規定する業務（以下この項において「行政不服申立手続代理業務」という。）を行うのに必要な学識及び実務能力に関するものとして、次に掲げる事項について、講義及び事例研究並びに審査により行うものとする。 [一～三 同左] [3 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この会則は、行政書士法の一部を改正する法律（令和 年法律第 号）による改正後の行政書士法第1条の4の規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

第5号議案

日本行政書士会連合会会則の一部改正 (案) (3)

【改正の理由】

本会の会費については、平成8年7月1日に700円から1,000円に引き上げられて以降約29年間据え置かれています。

この間の消費者物価や人件費の上昇に加えて、行政書士制度を取り巻く環境の変化に的確に対応していくために、会員・単位会へのサービスの充実、新たな取組とデジタル化への対応、情報発信の充実（会員増加策の多面的展開）、大規模災害対策の充実、事務局組織体制の充実等を図っていく必要があります。

このため、本会の一会員当たりの会費月額を500

円引き上げ、1,500円とすることを提案します。

なお、この会則の施行日は総務大臣の認可の日とし、適用は、各単位会における必要な対応等を踏まえ、令和9年4月1日としています。

また、今後の経済情勢の変化に適切に対応して会費月額の検討を行っていくことの必要性から、この会則の附則において、施行の日から起算して5年を経過する日までの間に会費月額について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

日本行政書士会連合会会則（昭和46年11月5日自治大臣認可）の一部を次のように改正する。

次の表により、現行欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正案欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正案	現 行
第 12 章 単位会及び地方協議会 (会費) 第 76 条 単位会は、本会に会費を納入しなければならない。 2 会費は、4 月 1 日及び 10 月 1 日現在における単位会の会員数を基礎として会員 1 人（行政書士法人である会員を含む。）につき、1 か月金 <u>1,500 円</u>とし、その納入方法は、規則で定める。	第 12 章 単位会及び地方協議会 (会費) 第 76 条 単位会は、本会に会費を納入しなければならない。 2 会費は、4 月 1 日及び 10 月 1 日現在における単位会の会員数を基礎として会員 1 人（行政書士法人である会員を含む。）につき、1 か月金 <u>1,000 円</u>とし、その納入方法は、規則で定める。

附 則

- 1 この会則は、認可の日から施行し、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 本会は、本会の事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、この会則の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間に、改正後の第 76 条第 2 項に定める会費の額について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 6 号議案

令和 7 年度事業計画（案）

～デジタル社会に機能する行政書士法の改正と大規模災害発生時の支援体制の構築に向けて～

令和 6 年度は、令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で最大震度 7 を観測した能登半島地震が発生し、また、8 月には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、大規模災害に対する備えの重要性について痛感することとなりました。本会においても、被災単位会や総務省等と連携して、石川県を中心とした被災者支援活動に注力するとともに、今後、発生が懸念される南海トラフ地震等の広域的な災害においては、被災地域のみならず全国各地から有志会員を派遣し被災者支援を行う必要があるとの考えから、持続可能な支援体制を構築するための対策を検討しました。また、行政書士法の改正については、各党の行政書士制度推進議員連盟及び懇話会の皆様を始め、総務省の御理解を得て、国会提出に向け着実な一步を踏み出すことができました。令和 7 年度も引き続き、大規模な災害が発生した際の支援に取り組むとともに、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立を目指して法改正を推進してまいります。

令和 6 年 9 月、本会と内閣府との間で「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。この協定は、大規模災害発生時に被災自治体に行政書士を派遣し、行政機関への支援を行うことを目的としたものです。この協定に基づき、被災自治体を支援する「災害復興支援員」の養成のための研修プログラムの策定や、南海トラフ地震や首都直下地震を始めとした具体的な大規模災害を想定した支援スキームの整備等、大規模災害の発生時に迅速に被災自治体を支援できる組織体制の整備を推進してまいります。

我が国における少子高齢化や人口減少、更に大規模災害対策といった社会的課題を解決する一助として、デジタルの力は最も有効であり、デジタル化への対応を主とした今般の行政書士法の改正は、正に国民の権利利益の実現に資するものであると考えています。デジタル社会の形成に向けた動きが加速する中で、地域、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することができる「誰一人取り残されない」社会の実現を目指すためには、行政手続に関する専門的な知見を有し、全国各地に遍在する行政書士がデジタル社会の進展に的確に対応することを使命とし、政府のデジタル施策と密に連携して、我が国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与すべきと考えます。また、大規模災害等により平穏な日常生活が脅かされ、経済活動が停滞した被災地の復旧・復興は喫緊の課題であるところ、災害弔慰金等の給付申請においては、混乱の中、一刻も早い受給を願って手続を行った被災者の多くが不許可処分となり、時間を要する司法判断に委ねられる事例が見受けら

れました。迅速な救済が必要となる災害時の行政手続においては、行政不服審査制度を有効に活用することが肝要であり、行政と国民の架け橋である行政書士が前段階関与の制限なく対応することで、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の権利利益の実現に資することができると考えています。引き続き、令和7年中の法改正の実現を目指し、関係各所との調整を進めてまいります。

令和6年10月から本格的に稼働を開始した新行政書士会員管理システムについては、デジタル庁が開発した「国家資格等情報連携・活用システム」との資格情報連携に向け、環境整備を進めてまいります。マイナンバー連携を行うことで添付書類を一部廃止することが可能となることから、各単位会における登録関係事務の更なる効率化に向けて関係規則等の見直しを図りつつ、同システムの安定的な運用を継続します。また、会報誌の発行及び送付についてもデジタル化を推進します。令和6年度は近年の物価高騰の影響を契機として、会報誌の送付方法を一部変更しました。将来的な会報誌の発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、各会員が必要な情報を適時取得することができる方法等を検討するとともに、これらの取組を通じて行政書士会全体のデジタル化を推進してまいりたいと考えています。

令和5年度から大韓民国の大韓行政士会の協力を得て、大韓民国におけるデジタル化の進展状況や行政士制度の調査を実施し、その成果が今般の行政書士法の改正やデジタル庁との協議において現れたほか、大韓行政士会から相互交流を継続したいとの申入れを受け、令和7年2月の「大韓行政士会と日本行政書士会連合会の相互交流に関する協定」の締結につながりました。令和7年度においても、大韓行政書士会との交流を進めてまいります。

国が提唱する「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」に向けて、長年にわたり「頼れる街の法律家」として多種多様なニーズに応えてきた経験を生かし、行政書士制度が更なる飛躍を遂げられるよう、法改正を始めとした各事業に全身全霊で取り組んでまいります。

1 活動理念

“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！

- 地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。
- 権利擁護を推進することをもって、“国民の権利利益の実現”に寄与します。

2 基本方針

- “3つの共生”を掲げて、地域住民に愛され、期待される活動を充実させます。
- デジタル化や2040年問題など変容する社会と行政手続に即座に対応することで、許認可申請を始めとした官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類作成の法律専門職として、行政書士への社会的評価と信頼を高めます。
- デジタル社会においても、まずは行政書士に相談することが全国標準となるように注力します。
- 人口急減・超少子高齢社会においても、「誰一人取り残されない」国民の権利利益の実現を推進します。
- 自然災害や感染症など不測の事態が発生した際に国民・事業者支援活動を推進します。
- 多様性のある社会の実現、特に多文化共生社会の実現を目指し、その中心的役割を担います。
- 特定行政書士制度の改正にあわせて、特定行政書士の増加と知名度の向上を強力に推進します。
- 行政書士の職務に関する倫理と行動規範の徹底を推進します。

(1) 地域との共生

－地域密着型の活動を地域において推進するために、現場が活動しやすいステージづくりをします－

- ①地域住民や事業者の方々に対し、行政書士業務を通して地域に貢献します。
- ②各種団体の全国中央会などとの連携を推進することをもって、地域の金融機関などの経済団体を始めとした各種団体と連携して、各地域における事業者の支援を推進します。

- ③外国人材受入れに関する適正手続を始め、生活・事業における支援等と国際交流を推進します。
- ④コスモス等と連携した全国統一運動など、全国的に成年後見制度を推進します。
- ⑤空き家対策及び所有者不明土地問題対策を推進します。
- ⑥災害復興支援活動及び地域活性化支援活動を推進します。
- ⑦ ADR や法教育を推進します。
- ⑧暴力団等排除対策を推進します。

(2) 役所との共生

－行政書士制度の維持発展と行政事務の円滑化のために、政策提言等を行います－

- ①日政連と連携して、行政書士業務を強固にするための法改正を目指します。
- ②行政書士法に関する調査研究を推進します。
- ③行政書士業務に関係する法改正等について、積極的に政策提言を行います。
- ④デジタル社会の実現への対応を推進します。
- ⑤マイナンバーカードの普及促進を推進します。

(3) 他士業者との共生

－多様化する国民のニーズに応えるために、他士業者との連携を図ります－

- ①広範囲の業務特性を持つ行政書士業務に鑑みて、協力関係を構築します。

3 活動内容

各部、委員会、デジタル推進本部、行政書士制度調査室、中央研修所等の事業計画(案)のとおりです。

＜各部・委員会等事業計画案＞

【総務部】

- 1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底
- 2 諸会議の開催
- 3 顕彰（式典等）の実施
- 4 新年賀詞交歓会の開催
- 5 日行連と各地方協議会との連絡会の開催
- 6 単位会相互の地域的連絡調整の促進
- 7 報酬額統計調査の実施
- 8 他の部の所管に属さない事項への対応

【経理部】

- 1 予算・決算の適正管理
- 2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

【広報部】

- 1 広報活動の推進
- 2 「月刊日本行政」の発行
- 3 行政書士制度 PR ポスターの作成
- 4 行政書士制度 PR 事業
- 5 インターネットによる広報活動
- 6 全国広報担当者会議の開催

【法規監察部】

- 1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導
- 2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理
- 3 行政書士法関係法令先例総覧等の改訂
- 4 各単位会における監察活動の推進
- 5 行政書士法違反行為の防止
- 6 全国監察担当者会議の開催

【許認可業務部】

＜運輸交通部門＞

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 電子申請に係る具体的対応

- 3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

＜建設・環境部門＞

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集及び情報発信
- 3 業務拡大のための実務研究

＜社労税務・生活衛生部門＞

- 1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 2 業務の実務研究
- 3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

＜農地・土地利用部門＞

- 1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

【法務業務部】

＜部全体＞

- 1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

＜権利義務・事実証明部門＞

- 1 改正法によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応
- 2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供
- 3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

＜法務事務・成年後見部門＞

- 1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究
- 2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

【国際・企業経營業務部】

＜国際部門＞

- 1 国際業務に関する調査研究

＜知的財産部門＞

- 1 知的財産業務に関する調査研究

- 2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応
- 3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

<企業支援部門>

- 1 中小企業支援等の調査研究

【登録委員会】

- 1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導
- 2 登録申請書類の審査

【申請取次行政書士管理委員会】

- 1 出入国在留管理手続の公正かつ円滑な実施への対応
- 2 委員会規則に係る調査及び対応
- 3 申請取次制度の普及と充実
- 4 各地方出入国在留管理局、申請取次責任者との連絡、調整
- 5 申請取次行政書士管理委員会（単位会）への助成

【規制改革委員会】

- 1 規制改革・行政改革等への総合的対応

【デジタル推進本部】

- 1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の現状把握と具体的な施策
- 2 行政書士会員管理システムの改修
- 3 国家資格等情報連携・活用システムとの連携
- 4 マイナンバーカード申請サポート事業
- 5 日行連の DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

- 1 行政書士の行う ADR の今後についての事業展開に係る協議
- 2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催
- 3 日行連による ADR 調停人養成のためのオンラインによるスキル研修の開催

- 4 模擬 ODR の開催と単位会が開催する研修支援
- 5 関係機関・団体等への参加
- 6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

【法改正推進本部】

- 1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導
- 2 大規模災害等への対応

【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の執行
- 2 会長選挙改善点に係る検討

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

- 1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集
- 2 OSS の利用促進に係る対応

【特定行政書士制度普及推進委員会】

- 1 特定行政書士制度の推進
- 2 特定行政書士業務の調査研究
- 3 特定行政書士制度 PR 活動の推進

【法教育推進委員会】

- 1 法教育事業の調査研究
- 2 単位会における法教育取組み状況等の集約・分析
- 3 単位会における法教育事業実施への支援
- 4 法教育事業の普及啓発

【暴力団等排除対策委員会】

- 1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進
- 2 関係団体等との連携強化、情報収集

【権利擁護推進委員会】

- 1 基本理念・活動方針の周知
- 2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査研究
- 3 権利擁護活動の対外的なPR

【行政書士制度調査室】

- 1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する研究
- 2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積・整理及び業務情報の共有化
- 3 国等への行政書士利活用の政策提言の実施
- 4 規制改革・行政改革に関連する政策提言の実施

【中央研修所】

- 1 会則第62条の3第1項第一号研修の実施
 - (1) 基礎研修の実施
 - ①コンプライアンス研修
 - ②基礎法律研修
 - (2) 業務研修の実施
 - ①業務関係研修
 - ②特定行政書士プレ研修
 - ③特定行政書士ブラッシュアップ研修
 - (3) 政策研修の実施
 - ①政策関係研修
 - ②司法研修
 - ③新規業務等に対応する研修
- 2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施
 - (1) 特定行政書士法定研修の実施
- 3 会則第62条の3第1項第三号研修の実施
 - (1) 一般倫理研修の実施
 - (2) 特別倫理研修の実施
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

第7号議案**公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)****1. 提案趣旨**

日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）では、社会貢献事業推進のため、平成22年8月に公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）を設立し、以後、この事業推進を支援しています。

令和4年度以降、政府により推進されている第二期成年後見制度利用促進基本計画において、専門職として「行政書士」が、専門職団体として「行政書士会」がそれぞれ位置付けられ、地域の実情に応じた支援体制への連携が求められています。加えて、令和5年3月に総務省から成年後見人等業務、財産管理業務が行政書士業務であることの通知が発出されました。これらは、全国組織であるコスモスを通じた行政書士の社会貢献活動が評価され、行政書士全体の社会的評価の向上に寄与している結果であると言えます。

本会は、後見活動を行う（これから行おうとする）行政書士に、コスモスに加入することを奨励し、コスモスを通じて、担い手としての行政書士の養成、適正な後見業務の実施・管理、地域の支援体制との連携など、専門職団体として期待されている役割を果たす必要があります。

行政書士が専門職として後見活動を行うためには、コスモスによる役割が非常に重要であり、成年後見制度に取り組むことによる行政書士制度全体への寄与を踏まえ、本会によるコスモスへの継続的な支援が必要であると考えます。

については、本会によるコスモスへの支援に関して、次のとおり提案し、承認を求めます。なお、定時総会の承認に基づき、令和4年度は1,000万円、令和5年度は900万円、令和6年度は800万円を本会からコスモスに寄付しましたが、以後、500万円までをめぐに、毎年度100万円ずつ減じていく方針です。

2. 承認を求める事項

日本行政書士会連合会会則第18条第三号「重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関すること。」に該当する次の事項について、総会の承認を求めます。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへ、日本行政書士会連合会から令和7年度寄付金として700万円を支出する。

3. その他

- ・寄付金の使途については、引き続きコスモスが行う公益事業や関係団体との連携促進事業に充てることを要請します（昨年度の寄付金については、公益事業のほか、関係団体との連携促進事業が進展中です。）。
- ・コスモスの概要・決算書を参考資料として巻末に掲載します。
- ・コスモス自体にも財務基盤の確保に向けた努力を求めています。
- ・コスモス会員による不正事案が発生した場合に、専門職団体に求められている役割の一つとして、被害者への見舞金支給制度が設けられました。

（以上、議案書から抜粋）

令和7年度 定時総会質問一覧

号議案	区分・部署名	質問の標題
1	事業報告 (デジタル社会・デジタル庁連携)	補助金申請業務における行政書士の立場の確認について
	デジタル推進本部	J グランツの代理機能について
	事業報告 (大韓行政士会との相互交流)	1号議案前文「訪韓事業」について
	総務部	一般倫理研修未受講者への対応に関する統一的措置の必要性について
		職務上請求書取扱説明書について
		行政書士の品位保持と制度遵守の徹底について
		行政書士の品位保持と制度趣旨の徹底について
		行政書士の品位保持と制度趣旨の徹底について（一般倫理研修）
	法規監察部	民間企業による相続ビジネス参入の懸念について
	総務部	事業・財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則の一部改正について
	広報部	広報活動の利用状況と効果検証について
	許認可業務部	電子申請に係る具体的な対応について
		封印取付け全国担当者会議について
		封印取付け委託要領等の一部改正に伴う対応について
		自動車運送事業手続のオンライン化について
	法務業務部	戸籍謄本等の広域交付制度について
		成年後見制度に関する業務及び課題について
	国際・企業経営業務部	出入国在留管理庁電子届出システムの検討について
		法人口座開設に関する金融庁への改善要請等について
	登録委員会	新しい行政書士会員管理システムの運用について
	申請取次行政書士管理委員会	委員会規則に係る調査及び対応について
		各種帳票類の改訂について
	裁判外紛争解決手続（ADR） 推進本部	【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】 1（3）
		【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】 1（3）
		【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】 1（3）
		【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】 1（3）
	デジタル推進本部	J グランツの代理申請機能について
	大規模災害対策本部	災害復興支援員について
		災害復興支援ボランティアについて
	特定行政書士制度普及推進委員会	特定行政書士制度の今後の展望について
	行政書士制度調査室	民間企業による業際問題に関する調査研究について
		「民間企業による行政書士紹介事業に関する調査研究」について
	総務部	戸籍法第10条の2第4項における士業行政書士の名前の欠落について
	登録委員会	旧姓を職名として行政書士票に記載する要望について

号議案	区分・部署名	質問の標題
5	経理部	会費値上げについて
		会則の附則について
	裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部	ODR 利用促進と行政 ADR・災害 ADR の積極的な展開について
		ODR 利用促進における行政書士会の広域的貢献と連携について
6	事業計画（デジタル施策）	デジタル社会の進展を踏まえた対応について
	デジタル推進本部	国家資格等情報連携・活用システムと電子申請について
		基本方針について（地方創生×Web3 への対応）について
		デジタル技術による権利義務・事実証明への対応について
	特定行政書士制度普及推進委員会	特定行政書士制度の推進について
	総務部	脅迫行為を含むハラスメント等の根絶に向けた対策強化について
	法規監察部	3 活動内容の【法規監察部】 5 違反行為の防止について
	許認可業務部	関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集について
		一般貨物自動車運送事業の許可更新制度について
		保険医療機関指定申請の業際について
		医療法人関連許認可が行政書士業務であることの周知活動について
		「業務拡大のための」という表記について
	法務業務部	【法務業務部】＜法務事務・成年後見部門＞ 1, 2 について
		【法務業務部】＜法務事務・成年後見部門＞ 1, 2 について
		高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策について
	デジタル推進本部	日行連の DX の推進について
		行政書士会員管理システムの改修について
	大規模災害対策本部	災害復興支援員の養成のための研修実施について
	特定行政書士制度普及推進委員会	【特定行政書士制度普及推進委員会】 1, 2, 3 について
		【特定行政書士制度普及推進委員会】 1, 2, 3 について
		【特定行政書士制度普及推進委員会】 1, 2, 3 について
		行政不服審査会の委員や審理員への「特定行政書士」の登用について
		あらたな特定行政書士の実態把握について
7	その他、全般	専門職団体としての見舞金支給にかかる手続について
		寄付金の支出について
8	総務部	2. 事業活動支出－事業支出－会議費－会長会費について
	特定行政書士制度普及推進委員会	特定行政書士制度の普及周知活動について

令和7年度総務大臣表彰 表彰状授与式

～業務精励、制度発展への功績を讃え、31名に総務大臣表彰が授与されました～

定時総会の開催に先立ち、6月19日（木）午前10時から東京プリンスホテルにおいて、令和7年度総務大臣表彰表彰状授与式が執り行われた。永年の業務精励や功績を讃え、本年度は31名の会員に対して表彰状と記念品が授与された。

授与式は宮本総務部長の司会により、平岡副会長の開会のことば、常住会長挨拶の後、総務大臣表彰が行われた。司会者から受賞者全員の名前が読み上げられた後、村上誠一郎総務大臣から、受賞者を代表して竹田勲会員（愛知会）に表彰状が授与され、これを受け、竹田会員が謝辞を述べた。

続いて、村上総務大臣から式辞が述べられ、原田副会長の閉会のことばをもって授与式は終了した。終了後、受賞者は村上総務大臣、常住会長と共に記念写真の撮影を行った。



総務大臣表彰受賞者

（敬称略・順不同）

高橋 國夫 北海道	中三川浩志 栃 木	西脇 義郎 愛 知	中田さつき 和 歌 山
渡辺 幸治 山 形	福田 勝守 栃 木	千田 久人 愛 知	中嶋 健雄 鳥 取
向川 潔 神 奈 川	橋本 俊治 埼 玉	竹田 勲 愛 知	山根 喜友 山 口
関谷 一和 千 葉	木村 宏政 埼 玉	工藤 智 岐 阜	田村 公隆 福 岡
古木 正和 千 葉	中島 肇 群 馬	柴田 陽子 岐 阜	野田 浩一 宮 崎
廣本 敦 千 葉	神木 俊典 静 岡	池田 信夫 福 井	針山 寛明 鹿 児 島
嶋田 広一 茨 城	稲垣 勝康 愛 知	中川 大 石 川	上原 道子 沖 縄
松本 伸一 栃 木	蟹江 公明 愛 知	長澤 邦男 富 山	以上 31 名

総務省御臨席者

（敬称略・順不同）

自治行政局長 阿 部 知 明

自治行政局行政課長 植 田 昌 也

※役職は授与式開催時点のもの

総務大臣式辞

総務大臣 村上 誠一郎



令和7年度行政書士総務大臣表彰式の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

全国で5万3千人の行政書士の皆様方は、各地域で職務に精励され、「頼れる街の法律家」として、日頃から国民と行政との架け橋としてご活躍いただいております。深く感謝申し上げます。

本日表彰を受けられました31名の皆様方は、多年にわたり職務に精励され、国民の利便性の向上や行政書士制度の発展に大きく貢献いただきました。ここに皆様方のこれまでのご労苦に対して敬意を表します。

さて、行政書士の皆様には、近年の住民ニーズの多様化に伴う行政手続が複雑化する中、各種申請の手続等を通じて行政の円滑な運営にご尽力いただいているほか、マイナンバーカードの普及促進、令和6年能登半島地震をはじめ災害発生時における被災者の罹災証明申請への支援等、様々な場面においてご尽力いただいております。

去る6月6日、議員立法で「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、13日に公布されました。

本改正では、行政書士の使命に関する規定とともに、士業に関する法律で初めて、業務を通じてデジタル社会に貢献することを行政書士の職責と位置付ける規定が創設されました。また、オンラインによる本人申請の増加が予想される中

で、特定行政書士が不服申立の手続を代理できる範囲を拡大するなど、デジタル時代において行政書士の皆様によりにご活躍いただくための大きな環境整備が実現したところです。

本改正を機に、行政書士の皆様に対する国民の期待はさらに大きくなるものと考えております。

また、マイナンバーカード取得環境の整備、自治体情報システムの標準化・共通化、情報セキュリティの強化等により、自治体業務のデジタル化を強く推進している総務省としても、皆様のご活躍に大いに期待しているところです。

皆様におかれては、国民の利便性向上や権利利益の実現に一層のご尽力をいただくとともに、その知見を活かし、国民の皆様が日常的にデジタル化の恩恵を享受いただけるよう、オンライン手続に不慣れな方々等への積極的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

総務省といたしましても、行政書士制度の一層の充実及び円滑な運用を期して、日本行政書士会連合会や各都道府県行政書士会と十分な連携を図ってまいります。

結びに、本日表彰を受けられました31名の皆様に、改めてお祝いを申し上げますとともに、全国の行政書士の皆様方のご健勝とますますのご活躍、更に日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会のご発展をお祈りいたしまして、式辞といたします。

挨拶

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊



本日、令和7年度 総務大臣表彰の表彰状授与式の開催に当たり、公務御多忙の中、村上総務大臣の御臨席を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の栄えある表彰を受けられる皆様は、永年にわたり行政書士として研鑽と努力を積み重ねて来られました。業務精励を通じ、国民の権利利益の実現を図り、行政書士制度の発展に大きく尽力された方々です。その御功績に対し、深い敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年の行政書士法制定以来、70有余年の歴史を築いてまいりました。ここに至ることが出来たのも、ひとえに、先人の御努力の礎の下、総務省を始め関係各位の御指導、そして全国の会員各位の日々の御努力の賜物と、改めて御礼申し上げます。

さて、既に御案内のとおり、去る6月6日、かねてより組織を挙げて取り組んでまいりました「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」に係る法律案が国会において可決されました。この場に御参集の皆様方を始め、多くの方々の御

協力の賜物と、心より感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。

もちろん、この法改正はゴールではなく、これを契機として、私たちは新たな行政書士制度を築いていかなければなりません。私たち行政書士一人ひとりが国民と行政の架け橋としての役割をしっかりと自覚して、たゆみなく日々の業務に真摯に向き合う姿勢が重要です。

日本行政書士会連合会では、会員各位が街の法律家としての使命感を強く持ち、求められる職責を十分に果たすことができるよう、これまで以上に「そうだ、行政書士に相談しよう!」との気運を高めてまいるとともに、引き続き制度の発展に全力で取り組んでまいり所存です。

本日、表彰を受けられる皆様におかれましては、なお一層の御活躍を御期待申し上げますとともに、未来に活躍する会員の育成・指導にも多大なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

令和7年度日本行政書士会連合会定時総会 第45回日本行政書士政治連盟定期大会

懇親会の開催報告

定時総会初日の議事日程終了後、東京プリンスホテルにおいて懇親会が開催された。国会議員を始めとする多くの御来賓の御臨席を賜り、行政書士の更なる活躍への期待と激励の御言葉をいただいた。

村上総務大臣からは、行政書士法の改正に触れ、デジタル社会における行政書士の役割がより一層大きくなったとの期待が示されるとともに、行政書士が「頼れる街の法律家」として今後ますます活躍できるよう、制度の充実をサポートしていく旨の御言葉をいただいた。

また、会場では本会公式キャラクターのユキマサくんが御来賓をお出迎えし、一緒に写真を撮影するなどして懇親会の場を盛り上げた。



●御来賓

※肩書は懇親会開催時点のもの



村上 誠一郎 総務大臣



石田 真敏 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 会長



赤羽 一嘉 公明党行政書士制度推進議員懇話会 会長



逢坂 誠二 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 会長



井上 英孝 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 会長



古川 元久 国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟 会長



有村 治子 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 副幹事長



片山 さつき 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 副幹事長



田所 嘉徳 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 幹事



若松 謙維 公明党行政書士制度推進議員懇話会 会長代行



山口 那津男 公明党元代表 公明党行政書士制度推進議員懇話会 顧問



里見 隆治 公明党行政書士制度推進議員懇話会 顧問



石川 博崇 公明党行政書士制度推進議員懇話会 副会長



奥野 総一郎 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 幹事長



道下 大樹 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 事務局長



片山 大介 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 幹事長



岩谷 良平 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 事務局長



西岡 秀子 国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟 幹事



林 芳正 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当



加藤 勝信 財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、デフレ脱却担当



坂井 学 国家公安委員会委員長、国土強靱化担当、領土問題担当、内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）



古川 康 国土交通副大臣



山東 昭子 参議院議員 前参議院議長



松本 剛明 衆議院議員



柴山 昌彦 衆議院議員



小宮山 泰子 衆議院議員



山花 郁夫 衆議院議員



金子 恵美 衆議院議員



小山 展弘 衆議院議員



森山 浩行 衆議院議員



櫻井 周 衆議院議員



岡本 あき子 衆議院議員



柴田 勝之 衆議院議員



岡野 純子 衆議院議員



和田 政宗 参議院議員



井上 義行 参議院議員



新妻 秀規 参議院議員



石井 苗子 参議院議員

御 来 賓 一 覧

(敬称略)

※役職等は懇親会開催時点のもの

【内閣】(代理出席含む)

村上 誠一郎	鈴木 馨祐	岩屋 毅	加藤 勝信	武藤 容治	浅尾 慶一郎
林 芳正	伊藤 忠彦	坂井 学	三原 じゅん子	赤澤 亮正	

【衆議院議員】(代理出席含む)

(五十音順)

逢沢 一郎	上田 英俊	小竹 凱	源馬 謙太郎	島田 智明	棚橋 泰文	西村 智奈美	古川 直季	築 和生
青柳 陽一郎	上野 賢一郎	落合 貴之	小池 正昭	下野 幸助	谷 公一	西村 康稔	古川 元久	山口 壯
青山 大人	臼木 秀剛	鬼木 誠	高村 正大	新谷 正義	田畑 裕明	丹羽 秀樹	古川 康	山口 良治
赤羽 一嘉	梅谷 守	小淵 優子	奥水 恵一	新藤 義孝	辻 英之	野田 聖子	古屋 誠司	山崎 誠
浅野 哲	枝野 幸男	海江田 万里	小寺 裕雄	菅 義偉	津島 淳	長谷川 淳二	星野 剛士	山崎 正恭
東 克哉	江渡 聡徳	河西 宏一	許斐 亮太郎	杉本 和巳	土屋 品子	鳩山 紀一郎	細野 豪志	山下 貴司
東 国幹	英利 アルフィヤ	梶山 弘志	小林 鷹之	鈴木 俊一	角田 秀穂	鳩山 二郎	堀内 詔子	山田 賢司
麻生 太郎	遠藤 利明	勝目 康	小林 史明	鈴木 貴子	寺田 稔	葉梨 康弘	本庄 知史	山花 郁夫
阿部 祐美子	大岡 敏孝	金子 恵美	小宮山 泰子	鈴木 憲和	渡海 紀三朗	濱地 雅一	前原 誠司	柚木 道義
安藤 たかお	大串 博志	金子 恭之	小森 卓郎	鈴木 義弘	富樫 博之	日野 紗里亜	松田 功	吉田 真次
五十嵐 清	大串 正樹	神谷 裕	小山 展弘	世耕 弘成	永岡 桂子	平井 卓也	松本 剛明	吉田 宣弘
池田 真紀	逢坂 誠二	亀井 亜紀子	近藤 昭一	瀬戸 隆一	中川 康洋	平口 洋	松本 尚	笠 浩史
池畑 浩太郎	大島 敦	城井 崇	斉藤 鉄夫	仙田 晃宏	長島 昭久	平林 晃	馬淵 澄夫	若山 慎司
石井 智恵	おおつき 紅葉	黄川田 仁志	坂本 哲志	宗野 創	中谷 真一	広瀬 建	三木 圭恵	和田 有一朗
石田 真敏	大野 敬太郎	岸 信千世	櫻井 周	空本 誠喜	中司 宏	深作 ヘスス	道下 大樹	渡辺 周
泉 健太	大森 江里子	岸田 文雄	笹川 博義	高木 啓	長友 よしひろ	深澤 陽一	御法川 信英	渡辺 創
市来 伴子	岡田 悟	北神 圭朗	佐々木 紀	高松 智之	中西 健治	福島 伸享	宮内 秀樹	鰐淵 洋子
市村 浩一郎	緒方 林太郎	木原 誠二	佐藤 公治	高見 康裕	中野 英幸	福田 かおる	宮路 拓馬	
伊藤 達也	岡野 純子	木原 稔	佐藤 英道	武部 新	中村 裕之	福田 玄	宮下 好一	
稲田 朋美	岡本 あき子	金城 泰邦	塩崎 彰久	橋 慶一郎	仁木 博文	福田 達夫	向山 一郎	
井野 俊郎	小川 淳也	工藤 彰三	階 猛	田所 嘉徳	西岡 秀子	福森 和歌子	村岡 敏英	
井上 英孝	奥下 剛光	国光 あやの	篠田 奈保子	田中 和徳	西川 厚志	藤井 比早之	茂木 敏充	
岩田 和親	奥野 総一郎	栗原 涉	柴田 勝之	田中 健	西園 勝秀	藤岡 たかお	森山 浩行	
岩谷 良平	尾崎 正直	黒岩 宇洋	柴山 昌彦	田中 良生	西田 昭二	太 栄志	矢崎 堅太郎	

【参議院議員】(代理出席含む)

(五十音順)

秋野 公造	磯崎 仁彦	小沼 巧	北村 経夫	佐々木 さやか	自見 はなこ	滝沢 求	新妻 秀規	堀井 巖	宮本 周司	山本 佐知子
朝日 健太郎	伊藤 孝江	小野田 紀美	熊谷 裕人	佐藤 啓	清水 真人	武見 敬三	野上 浩太郎	本田 顕子	森 まさこ	山本 順三
有村 治子	井上 義行	梶原 大介	上月 良祐	佐藤 正久	白坂 亜紀	竹谷 とし子	馬場 成志	舞立 昇治	森本 真治	吉井 章
石井 準一	猪口 邦子	加田 裕之	古賀 友一郎	里見 隆治	棟葉 賀津也	谷合 正明	平山 佐知子	松川 るい	矢倉 克夫	若林 洋平
石井 浩郎	岩本 剛人	片山 さつき	古賀 之土	山東 昭子	末松 信介	堂込 麻紀子	広田 一	松下 新平	安江 伸夫	若松 謙維
石井 正弘	上野 通子	片山 大介	古庄 玄知	塩田 博昭	高橋 次郎	永井 学	藤井 一博	松村 祥史	山口 那津男	和田 政宗
石井 苗子	江島 潔	加藤 明良	こやり 隆史	塩村 あやか	高橋 はるみ	中曽根 弘文	藤川 政人	三浦 信祐	山下 雄平	渡辺 猛之
石川 博崇	大家 敏志	河野 義博	櫻井 充	柴田 巧	高橋 光男	中西 祐介	船橋 利実	宮崎 勝	山田 宏	

【総務省】

自治行政局長 阿部 知明
 自治行政局行政課長 植田 昌也
 自治行政局行政課理事官 堀 文彦
 自治行政局行政課行政書士係長 鈴木 一駿
 自治行政局行政課総務事務官 田口 裕矢
 関東管区行政評価局地域総括評価官 井上 隆彦

【関係省庁・友誼団体等】

内閣府公益認定等委員会事務局
 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
 デジタル庁 戦略・組織グループ 省庁業務サービスグループ
 復興庁統括官
 出入国在留管理庁長官
 農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ
 国土交通省物流・自動車局
 国土交通省物流・自動車局自動車情報課
 国土交通省物流・自動車局自動車情報課自動車登録・情報化推進室
 日本弁護士政治連盟
 日本土地家屋調査士会連合会
 全国社会保険労務士会連合会
 日本公証人連合会
 一般社団法人日本海事代理士会
 一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
 一般財団法人行政書士試験研究センター
 一般財団法人建設業振興基金
 一般財団法人建設業情報管理センター
 一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
 全国建設労働組合総連合
 公益社団法人全日本不動産協会

一般社団法人行政情報システム研究所
 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 普及啓発グループ
 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
 軽自動車検査協会
 一般社団法人全国軽自動車協会連合会
 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
 一般社団法人全国自家用自動車協会
 公益財団法人自動車情報利活用促進協会
 公益財団法人日本宗教連盟
 一般社団法人日本マニション管理士会連合会
 公益社団法人著作権情報センター
 一般社団法人日本音楽著作権協会
 一般社団法人日本レコード協会
 日本商工会議所
 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
 自由民主党本部組織運動本部団体総局
 自由民主党本部総務局
 自由民主法曹団
 公明党団体渉外部
 公明党広告第一部
 中華人民共和国駐日本国大使館
 駐日本国大韓民国大使館領事部
 駐日フィリピン共和国大使館特命全権大使
 日本印刷株式会社
 株式会社ハル
 株式会社東京リーガルマインド
 株式会社東京法経学院代表取締役
 株式会社ワイズ
 ワイズ公共データシステム株式会社
 株式会社日本政策金融公庫

全国信用協同組合連合会
 レオス・キャピタルワークス株式会社
 東京海上日動火災保険株式会社
 損害保険ジャパン株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 日本加除出版株式会社
 株式会社ぎょうせい
 新日本法規出版株式会社
 株式会社大成出版社

【学識者】

弁護士・中央大学法務研究科教授 安念 潤司
 公益社団法人日本複製権センター・理事長 川瀬 真
 日本行政書士会連合会顧問税理士 矢ノ目 忠
 弁護士 山下 清兵衛
 日本行政書士会連合会顧問弁護士 山田 正記
 日本行政書士会連合会顧問弁護士 山脇 康嗣

【日本行政書士政治連盟】

顧問・元衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 前会長 野田 毅
 顧問・元参議院議員 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 前会長 片山 虎之助
 顧問・元衆議院副議長・立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 前会長 赤松 広隆

【元衆議院議員】

元衆議院議長 伊吹 文明
 元衆議院副議長 衛藤 征士郎
 前衆議院議員 石井 啓一
 前衆議院議員 宮澤 博行
 前衆議院議員 鷲尾 英一郎

(代理出席含む)

行政書士法改正と韓国視察

デジタル推進本部
本部長 関谷 一和

今般の行政書士法の改正において、改正法第1条に創設された使命規定に対応する形で、同法第1条の2に職責規定が新設されました。

第1項では、現行法第10条において「誠実に業務を行なう」ことが責務として規定されていたところ、これに「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ」の文言が加わり、職責に対する一段と高い自覚が義務付けられることとなりました。

そして第2項においては、「その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない」と規定され、努力義務ではあるものの、士業として初めて「デジタル社会への対応」を職責として担うことが明文化されました。

この「デジタル社会への対応」とは何か、そして、行政書士又は行政書士会として何をしなければならないのか、ということについて、これから多くの議論が交わされ、また、多くの実践が試みられることとなるでしょう。本稿では、この職責規定が設けられた経緯に韓国視察によって得られた知見がどのように生かされたか、という点について簡単に御紹介いたします。

(1) 法改正推進本部の活動の経緯

今般の法改正の内容に関する議論が本格化する以前から、日行連及び日政連は政府若しくは行政書士制度推進議員連盟に所属する議員に対して、「デジタル社会の進展に寄与する行政書士の活用」を強く呼び掛けてきました。その骨子は、特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会の混乱に対する諸施策が打ち出された際、多くの手続がオンラインで実施されたところ、申請する国民側の問題だけでなく、手続の在り方に関する多くの課題が顕在化したことから、国民に最も身近な国家資格者であり、行政手続に精通した隣接法律専門職として長年蓄積してきた我々行政書士の知識と経験をもって、国民側のサポートと並んで手続の見直し若しくは行政システムの改善を支援するというものです。

こうした事情を背景に、2023年8月に開催された法改正推進本部において法改正要望項目を改めて整理していたところ、「多岐にわたる要望事項について、別々のものとして要望するのではなく、デジタル化に対応する観点から、一連の流れとして必要である旨の説明を行うべきではないか」という意見が出たことから、簡素化と迅速化を主旨とするオンライン・デジタル化を推進する中で、「なりすまし等による国民・事業者の権利利益の侵害を防ぐとともに官公署における審査の適正化・コスト削減に資する」ことを主題とする要望項目のまとめ作業が急ピッチで進められることとなりました。

(2) 「行政士法」との出会い

こうした作業によって大きく四つの論点（デジタル化への寄与、独占業務の拡充、特定行政書士制度の見直し、業務制限規定の強化）に整理された要望項目を各方面に説明する中で、同年11月に行政書士制度推進議員連盟の関係議員から、独占業務範囲の拡大が他士業・他団体との関係に与える影響などに関する懸念がある一方、行政書士会が捉えている課題については理解をしているとして、デジタル化の推進に当たり「行政書士が国民と行政の間に立ち重要な役割を果たすという姿勢を打ち出す観点が必要ではないか」という示唆が伝えられました。

この示唆を受けて、行政書士会の目指す方向性を具体的な条文イメージとして可視化する作業を法改正推進本部で始めたところ、行政書士制度調査室の構成員から、日本の行政書士制度に類似する韓国の行政士制度の根拠となっている「行政士法」に以下のような条文があるという情報が提供されました。

【韓国行政士法（抜粋）】

第2条 行政士は他人の委任を受けて次の各号の業務を遂行する。ただし、他の法律に定められた業務を行うことはできない。

1. 行政機関に提出する書類の作成
2. 権利・義務や事実証明に関する書類の作成
3. 行政機関の業務に係る書類の翻訳
4. 第1号から第3号までの規定により作成された書類の提出代行
5. 認可・許可及び免許等を受けるために行政機関にする申請・請求及び届出等の代理
6. 行政関係法令及び行政に対する相談又は諮問に対する回答
7. 法令により委託された事務の事実調査及び確認

今後の法改正を考えた場合、全ての規定が大変興味深く映りますが、「デジタル化への寄与」という観点から、特に第5号の「行政機関にする申請・請求及び届出等」のかなりの部分がデジタル化されていると聞く韓国において、この行政手続に関する電子申請システムがどのように構築され、そのシステムに韓国の行政士が代理人としてどのように関与しているのか、という点を調査することは、日本における行政手続のデジタル化への貴重な参考情報となるだけでなく、今般の行政書士法改正を後押しするための大きなエビデンスになると確信しました。

（3）2024年の韓国調査

そこで、2024年3月、法改正推進本部から選抜されたメンバー、行政法に精通した学識者及び日韓両国で法律職を業とする通訳で構成する調査チームが韓国を訪問し、日本のデジタル庁に相当する国民権益委員会、そして日本の総務省に相当する行政安全部から多くの知見を得ることができました。特に、「全ての国民は平等にデジタル化の恩恵を受けるべきである」とするデジタル化のコンセプトが個別の手続の整備においてどのように反映されているか、という点について具体的な事例が紹介されたことは、デジタルシステム構築の貴重なヒントになるとともに、そこに代理人として関与することができる行政士の業務の根拠となっている行政士法の規定が、法改正の大きな参考となることを改めて認識することができました。

（4）「使命・責務規定」の新設へ

こうした成果を基に、要望項目の更なるブラッシュアップを続けていたところ、同年4月に改正法の規定に関して、行政書士制度推進議員連盟の関係議員からの助言がありました。その中で、デジタル社会の土業の在り方に関する理念及び責務の明確化に触れる内容があり、ここで初めて「使命」というキーワードが登場しました。また、デジタル社会形成基本法に則した「責務」を盛り込むことで、デジタル社会に対応していくために果たすべき行政書士の義務が、終局的には「国民の権利利益の実現に資する」という使命につながるのではないか、という考えも示されました。

ここにおいて、特定行政書士の業務範囲の拡充など他の要望項目も含めた条文イメージの骨格がほぼ固まり、各党の行政書士制度推進議員連盟への説明作業が、ここからより本格化・加速化することとなります。

ところで、この法改正作業の進行と同じタイミング（同年6月）で更新された閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」のうち、特に事業者支援の分野で「行政書士等の代理人への委任ができるよう機能の拡充を行う」という方針が明記されるなど、関係議員から示唆された「デジタル時代の土業のあり方」の具体化が既に始まっています。

土業側としてもこれに呼応した準備を始める必要がありますが、特に「なりすましによる被害を防止する仕組みとして、土業としての資格をシステム上でどのように認証させたら良いか」、また「依頼者との委任関係をシステム上でどのように構築するのが適切か」、更に「代理人の行為が依頼

者本人の申請権を侵害しないようなフローをどのように設計すべきか」という点についての検討が急がれているように思われます。

(5) 2025 年の韓国訪問

前回の韓国調査では、時間の制約もあり、システムを提供する行政側の情報収集が主となったことから、利用者としての行政士側の情報収集が必ずしも十分ではありませんでした。

そこで、デジタル手続に精通している韓国の行政士から手続の運用の実態やその課題を聞き取ることによって、「重点計画」推進のヒントを得るとともに、省庁や議連の先生方に対して法改正の狙いをより具体的に伝えることができるのではないかと考え、本年2月、本格的な日韓の情報交換とその基礎となる友好関係の樹立を目的とした訪問視察を実現するに至りました。

その内容は本号で各参加者から報告として挙げられているとおりですが、法改正との関連で注目すべきは、「職責」規定の「情報通信技術の活用その他の取組を通じて」の部分について、これまで議論されてきた「なりすまし等による国民・事業者の権利利益の侵害を防ぐとともに官公署における審査の適正化・コスト削減に資する」こと以外の論点にも留意する必要があるのではないかと、という認識です。

現在、デジタル庁は「サイバー対処能力強化法案」を本年4月に国会で通過させるなどサイバーセキュリティの強化に乗り出していますが、この文脈で日韓政府がデジタル化を推進するに当たり最も重視しているポイントの一つとして「情報の保護」が挙げられます。その取組として韓国（デジタル政府革新局）で紹介された事例に「分散型 ID」のシステムがありますが、こうした「分散型」をキーワードとする取組が今後日本でも強力に推進されるものと思われますので、こうした動きに対応する準備を私たち行政書士も始めなければならないでしょう。

(6) 改正法の深化に貢献する日韓の連携

例えば、経済産業省が進めるサイバーセキュリティ対策に関する施策への協力、つまり、行政書士自身がサイバーセキュリティ能力を高めた上で代理申請を通じて国民・事業者の情報を当事者に代わって扱うことで、サイバー攻撃のリスクを「分散させる」ことに寄与する、などといったことが考えられますが、具体的な業務でいうと、現在法務省が推進を検討している「遺言実務のデジタル化」なども「分散型」が実現のキーワードになるように思われます。

先に触れた韓国の行政士法第2条第2号の「権利・義務や事実証明に関する書類」に遺言書の起案文書や遺産分割協議書は「含まれていない」ということもあり、このような日韓の行政（書）士の業務実態の違いが両国のデジタル化に与える影響を比較検討することによって、今後の日本におけるデジタル化の推進に果たす行政書士の役割、すなわち「使命」と「責務」がより明らかになっていくのではないかと期待されます。

次ページ以降に「大韓民国訪問事業の実施報告」として、韓国視察の詳細や同行した有志会員のコメントを掲載いたします。併せて御参考としていただければと思います。

今回の法改正を新たな契機として、日韓両国国民の権利利益の実現のため、行政（書）士相互の交流が益々促進され、互いの法制度がより強固なものへと深化することを願ってやみません。

大韓民国訪問事業の実施報告

2024年、大韓民国（以下「韓国」という。）の行政士制度及び行政手続のデジタル化への対応に関する調査研究並びに大韓行政士会との交流を目的として、韓国を訪問した（詳細は本誌2024年11月号（No.624）参照）。

2025年2月、更なる調査研究及び交流による行政書士制度の発展並びに韓国との連携の深化のため、本会役員及び有志会員を構成員とした日本行政書士会連合会第一次訪韓団を結成し、韓国訪問事業を実施した。



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 2月19日（水） ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

〈大韓行政士会との相互交流に関する協定書の締結〉

両国の行政書士制度及び行政士制度の発展による両国民の権利利益の実現を図ることを目的とした「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に関する協定」に関する締結式が開催された。



※外務省が推進する「日韓国交正常化60周年記念事業」の認定を受けて実施

〈行政書士制度及び行政士制度に関する報告会〉

次の五つのテーマについて、本会及び大韓行政士会の各発表者から報告がなされ、意見交換が行われた。

- ①「大韓民国の特定行政士制度の新設必要性と特定行政士資格制度の方針」
(大韓行政士会 広報理事 ヨム・ヒョンス氏)
- ②「日本国の特定行政書士制度の研究及び導入可能性の検討」
(日本行政書士会連合会 理事・行政書士制度調査室副室長 徳永 浩)
- ③「土地建築許認可業務の発展方向に関する考察」
(大韓行政士会 中央教育研修院 パク・セグン教授)
- ④「韓国行政士の事実調査及び事実証明業務」
(大韓行政士会 中央教育研修院 キム・ヨングン教授)
- ⑤「許認可業務の手続代理及び事実証明業務に関する質疑」
(日本行政書士会連合会 常任理事・デジタル推進本部長 関谷 一和)

両国の行政不服申立てに係る代理制度について比較しつつ、韓国の行政審判に係る代理権の導入に向けて本会の知見を提供するとともに、特定行政書士制度や行政不服審査制度の課題等を共有した。

韓国の行政士の間では、土地の開発行為、山地や農地の利用許可業務が盛んであること。許認可申請は統一のプラットフォームで運用されているものの、申請先によってその判断基準には若干の相違があること。韓国の行政士が取り扱っている事実証明業務は日本の探偵業に相当することなど、両制度の業務に関する比較検討が行われた。



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 2月20日(木) ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

〈デジタル政府展示体験館訪問〉

電子政府の推進のための各機関の設置や法制度の整備、データセンターなどのインフラ整備の歴史等、韓国政府のデジタル社会への取組について説明を受けた。

韓国では、政府 24 (Government24) という市民向けの行政サービスや社会保障 (government benefits) に関するポータルサイトが運用されており、年齢を登録することで年代に応じた行政サービスを優先的に表示するなどの機能を提供している。

モバイル ID (身分証明書) やパブリックマイデータ (政府 24 内でのマイページのようなシステム)、税の電子申告など様々な模擬体験が行える。



〈行政安全部 (デジタル政府革新局) 訪問〉

日本の総務省に相当する行政安全部のデジタル政府革新局を訪問し、韓国における行政手続のデジタル化に関する説明を受け、意見交換を行った。

韓国では、日本のマイナンバーカード及びマイナポータルに類似するシステムが構築されており、ブロックチェーン技術による個人情報複数のサーバに分散して保管するシステムを活用して、QR コードを用いたモバイル ID (身分証明書) による本人確認を行っている。

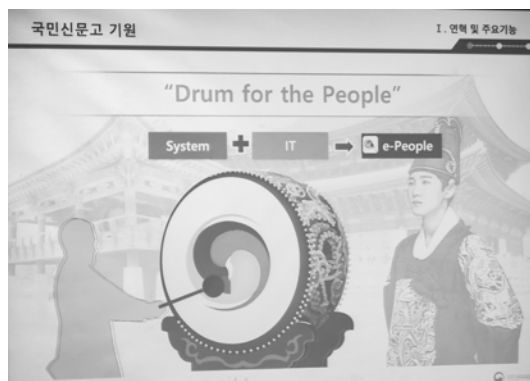
オフラインでも本人確認 (身分証明) ができるようにしていることが特徴的であり、例えば、成人に限定されている商品を店頭で購入する際にもモバイル ID を活用することができる。



〈国民権益委員会 (国際交流担当室)〉

日本のデジタル庁に相当する国民権益委員会の国際交流担当室を訪問し、国民申聞鼓 (こくみんしんぶんこ) 及び行政審判制度について説明を受けた。

○国民申聞鼓…国民の提案や苦情を政府に届けるポータルサイトであり、外国人も利用が可能である。欧米のオンブズマン制度に相当するもので、複雑な行政手続を背景として国民の利便性の向上のために誕生した。提案の進捗が可視化されており、誰でも評価することができる。また、優秀な政策提案には報奨制度があり、提案が却下された場合、異議申し立ても可能である。



○行政審判制度…日本の行政不服審査制度に相当する。韓国では1951年に関連法（前身）が制定され、1984年に改めて行政審判法が制定された。現在は、24時間いつでもオンラインによる申立てが可能であり、90日以内に処理を完了することを原則としている。現状、韓国の行政士に代理権はなく、行政審判に係る書類作成の支援を行っている。



❖❖❖❖❖❖❖❖ 2月21日（金）❖❖❖❖❖❖❖❖

2月19日の報告会の内容等を踏まえ、大韓行政士会と意見交換を行った。概要は次のとおり。

- ・2013年に第1回行政士資格試験が開始され（2023年の合格率は5.2%）、2021年に行政安全部により大韓行政士会設立が認可された。有資格者43万人のうち、登録している行政士は約1万人である。（行政士会への入会は任意である。）
- ・行政士には「一般」、「海事」及び「外国語翻訳」の三つの類型がある。
- ・一般行政士は、許認可申請に関する申請書類の作成や提出代理等を、海事行政士は、船舶登録、海事関連許認可手続の支援等を主たる業務としている。外国語翻訳行政士は、自身の作成した翻訳文が公的な「翻訳確認証明書」として認められている。
- ・相続や成年後見に関する業務は、韓国の法務士の業務であり、行政士は取り扱っていない。
- ・出入国関連業務に関し、電子申請の場合、手数料20%が減免されるというメリットがある。また、外国人本人によるオンライン申請も可能である。
- ・自動車登録システムの活用により、官民が全ての所有権等の履歴を確認できるようになったため、2025年2月20日をもって自動車の封印制度が廃止された。



〈本事業に参加した有志会員からのレポート〉

行政士制度について

韓国の行政士制度は行政士法に基づき、行政機関に提出する書類の作成・提出代理、許認可手続の支援、事実調査業務、外国人関連手続の代行などを主要業務としている。

もっとも、日本と違い、韓国では行政士の業務が以下の三つの分野に細分化されており、資格もそれぞれ別々に運用されている。

- (1) 一般行政士
- (2) 外国語翻訳行政士
- (3) 海事行政士

このように、韓国では行政士の専門性が業務ごとに区分されており、我が国の行政書士制度に比べて業務範囲が明確に整理されている。特に外国語翻訳行政士は公証に準じる翻訳認証業務を行うことが可能であり、行政書士とは大きく異なっている。

行政書士制度は、行政手続の支援を担う専門職として確立されているが、韓国の行政士制度と比較すると、業務範囲の拡充余地があると感じる。特に、専門分野ごとの認定資格制度の導入、行政不服申立支援の拡充、事実調査業務の法的整備を進めることで、行政書士の役割をより強化し、市民に対する行政サービスの向上に寄与することができると考えられる。

東京会所属 KONG TAEIN 会員

韓国デジタル政府について

現在、韓国政府はデジタルプラットフォーム政府として発展しており、国民が行政サービスや政策立案に参加できるシステムを構築している。これにより、より良い行政サービスの提供を目指している。

韓国のデジタルサービスの主な特徴は、①全てサービスを一か所で利用できること、②政府が先行してサービスを提供すること、③複雑な手続を簡素化すること、④民間、国民、政府が協力することの四つが挙げられる。

政府 24（韓国のデジタル行政サービスの中核）というポータルサイトを通じて約 1300 種類の行政サービスを提供している。妊娠出産関連のサービスなど個人のニーズに応じた情報を一元的に確認できる仕組みがあり、便利で国民の評価も高い。

日本でもデジタル化が進められているが、プラットフォームが統一されていないため、デジタル化に時間が掛かっている。韓国ではまず法律を定め、それに基づいて、システムをデザインして進めているため、早く無駄のないデジタル化が実現している。インフラシステムの海外への輸出実績も多い。

東京会所属 高山 和子 会員

国民申聞鼓について

申聞鼓とは、「申」：申し出る、訴える「聞」：聞く、伝える「鼓」：太鼓、つまり、「訴えを聞いてもらうために鳴らす太鼓」を意味している。

申聞鼓は、朝鮮王朝（1392 年～1897 年）の時代に設置された制度で、王宮の前に太鼓を置き、庶民が冤罪や不正を王に直接訴えるために叩くことができる仕組みであった。

現代の「国民申聞鼓」では、この「申聞鼓」の概念を基に、国民が政府に直接意見や苦情を申し立てるためのオンラインシステムとして運用されており、政府への陳情・意見・苦情・告発などの提出のほか、政府の政策に対しアイデアを提案することも可能である。申請された内容は、各行政機関の担当部署に配分され、担当部署が申請内容を判断する。

国民の申請から処理の手続に関する案内は、申請者のモバイル端末及びメール又はホームページを通じて通知しており、韓国の国民だけではなく、国内滞在の外国人、在外国民も利用することができる。

大阪会所属 金 ヘヨン 会員

モバイル身分証について

韓国では、日本のマイナンバーカードに相当する「住民登録証」や「運転免許証」のモバイル身分証が導入されている。モバイル身分証は IC チップが内蔵された実物の身分証（従来のプラスチック型身分証）に紐づけた形式で発給されるが、スマートフォンの機種変更をした場合は、再度 IC チップ型の身分証に紐づけて再発行することになる。IC チップ型の身分証を紛失してしまった場合は再発給のための費用が発生する。

このモバイル身分証はオンライン・オフラインを問わず、IC チップ型の身分証と法的に同一の効力を持つ行政機関が発行するもので、政府が提供している全ての行政サービスにおいて本人認証としても使用できる（役所、銀行、無人自販機、コンビニエンスストアなどでも使用可能で、今後は民間のアプリケーションでもモバイル身分証の対応を進めていく予定としている。）。

また、このサービスは韓国に居住している外国人も「モバイル外国人登録証」、「モバイル永住者証」としての発給が可能で、在外国民は在外公館を通して海外でもモバイル身分証の発給が可能である。在外国民の場合は、パスポートとモバイル身分証の紐付けを行う。モバイル身分証を利用すれば、海外に居ながらにして韓国側の行政や銀行の手続ができるようになる。

愛知会所属 申 浩恩 会員

行政書士制度の更なる発展に向けて

韓国におけるデジタル行政に倣い、行政書士が活用できるオンライン申請システムの整備、資格認証システムとの連携、電子契約システムの普及推進といった行政手続のデジタル化を推進するとともに、行政書士法の改正による行政不服申立てに係る受任要件の緩和、外国語翻訳認証制度の導入といった行政書士業務の範囲拡大、大韓行政士会を始めとした関係団体と協力して、国際的な行政手続支援の枠組みを構築するなど国際業務の強化が望まれる。

また、韓国では、国民が政府に対し要望や苦情等をいつでも申し立てることができ、政府はこれに対して必ず返答しなければならないという民願サービス制度がある。国民が容易にかつ積極的に国政に携われるシステムが存在することが、政府への関心を高めることにつながっていることも特徴的である。

このように、未だ日本には存在しない韓国の行政制度の特徴を参考に、行政書士制度の可能性を模索し、また、デジタル化による新たな施策を通じて、日本の行政書士がより多様な業務に対応し、社会的役割を拡大することが期待される。

神奈川会所属 宋 明舜 会員

特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所に於いて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませようお願いします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和7年度（令和7年9月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000 円 実務研修会：15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<一般倫理研修マニュアル>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力してログインを行ってください。
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信可能メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
 日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  変更する をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  保存 をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」を押す。

<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
必要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

ログインページ

※ 連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

ログイン出来た後、パスワードを忘れた方

☐ ログインできない

- ログインID・パスワード
- パスワード入力や「Capita」
- パスワードを忘れた方

① ID・パスワードを入力後にログイン

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

② マイページ

行政 太郎 プロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷移します。

③ 変更する

 変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位番号 埼玉県

メール通知

※ 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 最新の10件の記事をお知らせします。お断りの方は、お断りください。

一般公開情報	申請取付情報
特定行政サービス提供	業務開始時間・セクター
連絡先情報	建設・環境部門
農林・水産利用部門	社会福祉・生活福祉部門
福利厚生・事業計画部門	法務・法制・法制関係部門
国際関係	知財関係部門
企業支援部門	委員会等
その他	

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

※ 電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

令和7年度

「行政書士試験」の御案内

この度、令和7年度行政書士試験に係る公示を受け、一般財団法人行政書士試験研究センターでは、令和7年度行政書士試験実施に関するポスターを作成しました。

行政書士試験に関する詳細は、以下のとおりです。

試験日

令和7年11月9日(日)

試験案内・受験願書の配布期間

■窓口配布

令和7年7月22日(火)～8月18日(月)

配布場所：各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

■郵送請求

令和7年7月22日(火)～8月8日(金)

※必着

請求先：〒252-0299

日本郵便(株)相模原郵便局 留

「(一財)行政書士試験研究センター

試験課」

※7月7日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は、配布開始日(7月22日(火))以降となります。

受験願書の申込期間

■インターネット申込

令和7年7月22日(火)～8月25日(月)

※午前9時から

※午後5時まで

■郵送申込

令和7年7月22日(火)～8月18日(月)

※当日消印有効

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表

令和8年1月28日(水)

令和7年度 行政書士試験

試験日 令和7年 11/9日

受験資格 年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表 令和8年 1/28日

試験案内・受験願書の配布期間

窓口配布 令和7年 7/22日(火)～8/18日(月)
各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

郵送請求 令和7年 7/22日(火)～8/8日(金)必着
請求先：〒252-0299 日本郵便(株)相模原郵便局 留
「(一財)行政書士試験研究センター 試験課」
※7月7日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は配布開始日(7月22日(火))以降となります。

受験願書の申込期間

インターネット申込 令和7年 7/22日(火)～8/25日(月)
午前9時から 午後5時まで

郵送申込 令和7年 7/22日(火)～8/18日(月)
※当日消印有効

※申込み期間にご留意ください。

景色が変わる。 その挑戦で

問合せ先 総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター
☎ 03-3263-7700 (試験専用ダイヤル) 🌐 <https://gyosei-shiken.or.jp>

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

福井県

行政書士会

福井県において「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結—福井会を含む県内 10 士業団体が連携し災害支援体制を構築—



6月5日、福井県と福井県士業等団体友好協議会との災害時における被災者相談業務の実施に関する協定締結式が執り行われました。県内の士業等で構成するこの協議会は当会、福井弁護士会、福井県司法書士会、福井県土地家屋調査士会、北陸税理士会福井県支部連絡協議会、福井県社会保険労務士会、福井県宅地建物取引業協会、福井県不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会北陸会福井県部会、日本弁理士会北陸会福井地区会の計 10 士業団体が構成されており、毎年定期的に合同で無料相談会や情報交換を通じ連携を深めていますが、今回の協定締結により、災害発生時には福井県からの要請に基づき、これらの士業団体が連携して、被災者の相談支援に当たる体制が整えられることとなりました。被災直後から行政手続・法律・税務・不動産・労務など幅広い分野で専門的支援を行い、県民の不安の軽減と生活再建の促進を図ることを目的としています。

各地で頻発する大規模災害に備え、当会としてももちろん行政書士としてできる支援体制を整えて取り組む所存ですが、各士業が連携してそれぞれの強みをいかした災害支援に当たることは非常に重要な事であり、行政書士がこうした広域的な災害支援体制の中にしっかりと位置付けられていることは、職責の重みと社会的期待の高さを再認識する機会となりました。



「災害復興支援員」を募集しています

令和 6 年 9 月 25 日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



VOD 紹介「国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務」

＜中央研修所＞

今月は業務研修〈外国人関連〉講座の中から、本年 3 月に新たに追加された「国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務」を紹介します。

本研修は、国際業務分野における行政書士の役割と申請取次業務以外の業務分野に焦点を当てた二部構成となっています。第一部では、令和 5 年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正により新設された出入国在留管理庁に退去強制手続における監理措置制度について講義していただいています。第二部では、山脇康嗣弁護士と行政書士によるパネルディスカッションを通じて、申請取次業務以外の外国人関連個人法務や企業法務にはどのようなものがあるのか、また、外国人個人や関連事業者（外国人受入企業、監理支援機関、職業紹介事業者等）への支援方法や、その際の留意点と必要知識等について、最新の制度動向を踏まえながら深掘りします。

申請取次業務以外の国際業務に焦点を当て、この分野における行政書士の新たな可能性を見つけていただける内容となっていますので、この機会に是非御視聴ください。

● 研 修 情 報 ●

✎ **講義内容**（役職は収録当時のものです）

〈第一部：基調講演〉

テーマ：「退去強制手続における監理措置制度について」

講 師：中山 敦雄 氏（出入国在留管理庁 出入国管理部審判課補佐官）

〈第二部：実務者によるパネルディスカッション〉

モデレーター：古城 良 会員（日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部国際部門）

パ ネ ラ ー：山脇 康嗣 氏（さくら共同法律事務所 弁護士）

パ ネ ラ ー：菅原 純平 氏（日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部国際部門）

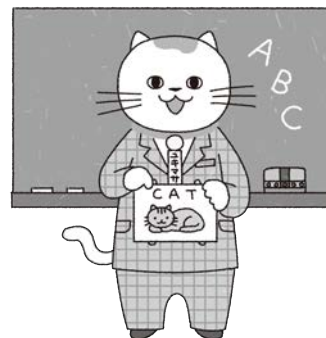
※令和 7 年 2 月 28 日に開催したオンラインセミナーの講義内容を収録したものです。

✎ **講義時間**

約 3 時間

✎ **受講料**

無料



■ 研修の概要

〈第一部〉

出入国在留管理庁出入国管理部審判課補佐官の中山様を講師に迎え、「退去強制手続における監理措置制度について」というテーマでお話しいただいています。

令和5年の入管法改正で新たに設けられた「監理措置」制度については、賛否両論あるとはいえ行政書士視点で見るといくつかの理由で意義ある制度といえます。

一つ目は、憲法で保障されている人身の自由を制約しない形で、つまり収容せずに「社会内での生活を許容しながら、……退去強制手続を進める措置」であるということです。二つ目は、これまで行政書士の主な業務範囲は正規在留者の手続でしたが、この制度ができたことで非正規在留の分野についても正面から業務として取り組むことができるようになるという点です。

このような意義ある監理措置制度の概要とポイントを把握できるのがこの第一部です。なぜ監理措置制度ができたのか、退去強制令書発布前と発布後の監理措置要件の違い、被監理者が遵守すべきことは何か、どんな時に監理措置が取り消されることがあるか、被監理者は仕事ができるのかなど知っておくべきポイントを学ぶことができます。

また、行政書士が監理人として業務を行う上での必須知識である監理人の要件、どんなときに監理人の選定が取り消されるか、監理措置に関する各種申請にはどんなものがあるかなどについても解説されています。

第二部のパネルディスカッションでは山脇弁護士による監理措置制度の深掘り解説もありますので、併せて視聴することでより理解を深めていただけます。

〈第二部〉

第二部では山脇弁護士と菅原行政書士によるディスカッションをお楽しみいただけます。前半と後半に分かれており、前半部分では「外国人個人法務へのかかわり方、留意点」というテーマで、申請取次業務以外の外国人個人に提供できる業務や支援、顧問業務を外国人個人にも提供できるのか、関連した業務にどのように行政書士が関われるのかなどについて語っていただいています。特に退去強制令書発布前と発布後でどのように我々の関わり方が変わってくるのか、監理人と守秘義務遵守の関係性などに関する解説は必聴です。

後半部分では「新たな外国人関連企業法務へのかかわり方、留意点」というテーマでディスカッションが進んでいきます。なぜ国際業務が企業法務といえるのか、どんな企業が顧問業務の対象になるのか、顧問として外国人関連企業にどんな業務を提供できるのかなどお二人の異なった視点での議論により、企業向けの申請取次以外の国際業務について視野や発想を広げることができる内容となっています。注目は、顧問料の設定方法、今後行政書士が取り組むべき三つの点に関する山脇弁護士の解説です。これらは非常に具体的な内容となっており、多くの行政書士に参考にしていただけます。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧＞業務研修＞外国人関連＞
〈外国人関連〉国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト QR コード

中央研修所研修サイト

～ 新規講座の御案内 ～

＜中央研修所＞

昨年度、新たに 22 の新規講座を中央研修所研修サイト上で公開いたしましたので、御紹介いたします。

中央研修所では、会員の皆様に御活用いただけるよう、中央研修所研修サイトを通じて、ビデオ・オン・デマンド（VOD）研修を無料（一部有料）で提供しています。時間や場所を問わず、受講できる研修となっていますので、この機会に是非多くの会員の皆様に受講していただきたいと思います。

なお、現在公開されている講座について、公開期間を 2 年程度としており、順次新しい研修講座と入替えを行っています。お見逃しのないよう、お早めに御視聴ください。

好評配信中！ ～中央研修所研修サイト新規講座～

○基礎研修 ～行政書士として必要不可欠な基礎法律に関する知識等の習得を目的とした研修～

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
コンプライアンス等	犯罪収益移転防止法における取引時確認等について -ハンドブック解説-
行政書士のための基礎法律研修	行政書士のための憲法

○業務研修 ～各業務分野に関する知識の習得、新制度や法改正の内容等に関する研修～

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
産業廃棄・環境	行政書士が押さえるべき廃棄物処理法の基礎と最新動向 ～太陽光発電設備の廃棄・リサイクル問題を踏まえて～
農地・土地開発	測量研修
風俗・福祉・各種営業	労働者協同組合に係る制度概要と設立手続きについて
	認可地縁団体に係る制度概要と認可手続きについて
民事法務	超高齢社会の日本
中小企業支援	事業継続力強化計画認定制度について
外国人関連	在留資格「特定技能」に係る申請の留意事項について
	育成就労制度の概要
	入管業務に関する職務倫理（基礎編）令和 7 年 3 月改訂
	国際業務分野における行政書士の新たな役割と業務
著作権相談員養成研修	著作権相談員ブラッシュアップ研修 2025 「著作権者不明等著作物裁定申請の基礎及びデジタルアーカイブと裁定制度」
	著作権相談員ブラッシュアップ研修 2025 「知的財産分野に係る国及び日本行政書士会連合会の動向」

○政策関係研修 ～資質の向上を図るとともに、特定の分野に精通した行政書士を養成することを目的とした研修～

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
ADR ビデオ講座	特定和解を念頭に置いた合意書作成について
	愛護動物分野「動物分野関連法」
	敷金返還・原状回復分野「法令」
	愛護動物分野「動物分野調停における基礎知識」
	外国人分野「入管法」
その他	「改正障害者差別解消法の概要と主な改正点等について」 ～障害者差別解消法と合理的配慮について～

○特定行政書士関係研修 ～特定行政書士を目指す方のための研修・実務能力の向上を目的とした研修～ (全会員受講可)

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
特定行政書士 ブラッシュアップ研修 ※ 5,500 円(税込)／1 講座	令和 6 年度特定行政書士ブラッシュアップ研修① 「審査請求実務の基本を学ぶ－不作為についての審査請求を中心に－(前編)」
	令和 6 年度特定行政書士ブラッシュアップ研修② 「審査請求実務の基本を学ぶ－不作為についての審査請求を中心に－(後編)」

中央研修所研修サイト利用の御案内

STEP! ①

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は下記 QR コードから「研修サイト」にアクセス。

研修サイト



URL : <https://gyosei.informationstar.jp/>

STEP! ②

ログイン画面から、8桁のIDとパスワードを入力し、ログイン。

※初めて御利用の場合は、利用登録が必要です。



STEP! ③

「講座一覧」から受講する講座のカテゴリを選択して受講してください。



4日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～5日)**【合議事項】**

- (1) 第18回復興まちづくりシンポジウム「専門家と共に考える災害への備え～安心な住環境と生活のための復興準備計画～」に対する後援名義使用の申請について
- (2) 総務省統計局からの国勢調査への協力依頼について
- (3) 文書の閲覧・写しの請求申請書について

18日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項について
- (2) その他

常任理事会**【合議事項】**

- (1) 定時総会の対応について
- (2) その他

議事運営委員会**【協議事項】**

- (1) 本年度定時総会の議事運営について
- (2) その他

常任理事会・議事運営委員会合同会議**【協議事項】**

- (1) 本年度定時総会の議事運営について
- (2) その他

5日

木

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

10日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(142件)
- (2) その他

12日

木

議事運営委員会**【協議事項】**

- (1) 委員長、副委員長の選任等について
- (2) 本年度定時総会の議事運営について
- (3) その他

19日

木

定時総会(～20日)**【議案審査】**

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 令和6年度事業報告 |
| 第2号議案 | 令和6年度決算報告 |
| 第3号議案 | 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(1) |
| 第4号議案 | 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(2) |
| 第5号議案 | 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(3) |
| 第6号議案 | 令和7年度事業計画(案) |
| 第7号議案 | 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案) |
| 第8号議案 | 令和7年度予算(案) |
| 第9号議案 | 役員の改選 |

24日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(174件)
- (2) その他

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

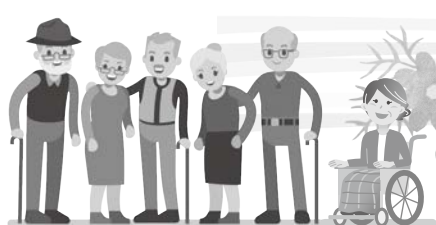
本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





生前事務委任契約に基づく業務について

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・法人後見運営委員長 松本 健士



成年後見制度は、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において見直しのための多岐にわたる議論が行われており、今後大きく形を変える可能性が高い。

そこで今回は、成年後見制度そのものではなく、生前事務委任契約に基づく業務について、私自身が経験した印象的なエピソードを中心に紹介しようと思う。

1 生前事務委任契約に基づく代理人としての業務（事例1）

任意後見には、即効型、将来型、移行型があるが、実務上は移行型が用いられることが多い。移行型任意後見とは、将来の判断能力低下に備える「任意後見契約」と、現在の財産管理や身上保護を委任する「生前事務委任契約」を組み合わせた形態を指す。本人の判断能力があるうちは生前事務委任契約で示された権限に基づき任意代理人として本人をサポートすることになる。

■特別養護老人ホーム職員から依頼？

その依頼はとある施設（特別養護老人ホーム）の職員からのものだった。近々入所予定の方（以下「Aさん」という。）には家族がおらず親族とも疎遠となっており、いわゆる身元保証人となってくれる人がいない。そこで、身元保証の代わりに移行型任意後見（＋死後事務委任）で対応してもらえないか、というものだった。具体的には、施設利用料支払手続、入院手続、残置物処理手続等をしてほしいとのこと。公証人にも相談し、施設と受任者が同意するのなら問題ない、とのアドバイスも受けていた。

私はこれまで、本人やその家族から相談を受けることはあったが、入所予定の施設職員からの相談は初めてだった。そこで、分かる範囲でAさんの情報を教えてもらい（Aさんは目が不自由になっており、手続等を単独で行うのは困難であるとのこと。）、後日、施設職員と共にAさん宅を訪問することにした。

■重ねた布団の下から2番目？

Aさん宅で、ケアマネジャーも同席の上、私と施設職員から、移行型任意後見契約の内容とその必要性について説明をした。Aさんは非常に理解力が高く、また、私のことも非常に信頼してくれて、移行型任意

後見契約の締結を強く希望した。そしていきなり押入れに積み重ねた布団の下から2番目の隙間に手をつ込み、預金通帳と印鑑を取り出して、全部預かってくれ、と頼んできた。もちろんまだ契約を締結していないので、その時点で預かることはできないが、預金通帳等を押入れに重ねた布団の間に突っ込んで保管していることに妙に感心をしてしまった。確かに、これなら目が見えなくても確実に探し出せ、また、安心感もあるのだろう。

あとで、ケアマネジャーにAさんのことをいろいろ伺った。Aさんは非常に真面目で他人に気遣いをされる方だということだった。そのほかにも、目が不自由な方の特徴等（常に不安なので被害妄想的になりがちなど）もいろいろ教えていただき、それ以降の活動に非常に役立った。

■深夜に転倒？

無事入所し、Aさん本人も非常に落ち着いて生活ができていたある日の朝、施設から電話があった。

「Aさんが、夜、施設の廊下で転倒していました。外傷等はないので今は様子を見ています。」

慌てて施設を訪問しAさんに事情を聴くと、足腰を鍛えるため歩いていた、自分は目が見えず手摺を持って歩く必要があるが、昼間は多くの入所者や職員の迷惑になってしまうので、夜、みんながいなくなってから歩いていた、とのことだった。

Aさんは真面目な努力家で、しかも非常に他人に気を遣う方だということは分かっていたのだが、それがこのような状況を引き起こすとは思ってもよらなかった。

私は、深夜一人で歩いていると今回のように転倒したとき発見が遅れること、ここは施設なので昼間に手摺を持って歩いても迷惑ではないこと、気になるのであれば一言職員に声を掛ければ歩きやすい場所に案内してもらえること、などを説明するとともに、念のため、職員に、しばらくの間は夜間にAさんが歩いていないか気を付けてもらうことにした。

■吐血！

平穏に毎日が過ぎていたある日、また施設から電話があった。今回は施設の看護師からだ。

「Aさんが吐血しました！ 今救急車で搬送されています。」

私も病院に急行し、本人の顔を見て声を掛けると、顔色は悪いもののしっかりと応答ができる状態で少し安堵した。医師からは、胃潰瘍が5、6個できていて、そのうちの一つが血管の上だったため大量の吐血になった、との説明を受けた。まず間違いなく鎮痛剤が原因だろうとのこと（偽痛風で多くの鎮痛剤が処方されていた。）。

内視鏡とはいえ手術が必要となるので、医療同意を求められることになった。御存じのとおり、通常の成年後見人ですら医療同意はできない。ましてや、私はまだ任意後見に移行する前の生前事務委任契約に基づく代理人（任意後見受任者）の段階にすぎない。それらを医師に説明したが、とにかく同意書へのサインを要求してくる。そこで、同意書の中の医療同意に関する部分を適宜取り消し線で消すとともに「主治医の意見を尊重いたします」と追記し、生前事務委任契約に基づく代理人（任意後見受任者）の肩書と共にサインをした。

その後、入院手続きを行い、無事手術も成功して、比較的早期に退院することができた。

2 移行型任意後見の受任者をサポートする業務（事例2）

次の事例も、移行型任意後見であるという点で前の事例と同じである。今回の相談者は本人（以下「Bさん」という。）の息子さんなので、こちらはより一般的な依頼形態ではある。

■複雑な家庭の事情・・・

ただ、今回の相談の背景には複雑な家庭の事情があった。Bさんは、昔、まだ子供だった息子さんを残して一人家を出ていった過去があった。そのことで、親族は息子さんがBさんの面倒を見ることに猛反対をしていた。

しかし、息子さんとしては、親であるBさんを見捨てるのは心苦しく、せめてBさんに移行型任意後見契約を締結させ、その受任者にBさんのサポートをしてもらおうと考えたとのことだった。

■やはり親子で

息子さんを交えて、既に施設に一時入所しているBさんと面談をした。Bさんは息子さんが来てくれることをとても喜んでおり、息子さんが子供の頃どれだけ優秀だったか、また、今どれだけ優しいか、を嬉しそうに説明してくれる。そのような様子を見てみると、やはり息子さん自身がBさんの任意後見受任者になるのが良いのではないかと思うに至った。そこで、その旨を息子さんに伝え、親族の反対はともかく、自分自身、定年後は妻と共に頻繁に海外に出かけボランティアや観光をする予定にしている、Bさんのサポートをずっと行うのは難しい、とのこと。

そこで話し合いの結果、息子さんとBさんが移行型任意後見契約を結び、私とその息子さんをサポートする（必要に応じて復代理あるいは事務代行者として）ということになった。

■精密検査

生前事務委任契約成立後は、私も定期的にBさんを訪問し、Bさんが別の施設に移る際にも、新しい施設の入所手続きに同席して施設との関係性を構築していた。

そんなある日、息子さんから出国するとの連絡を受けた直後に、施設から電話があった。

「Bさんの調子が悪いので、病院で検査を受けます。」

私が病院に駆けつけると、Bさんは一人ベッドで横になっていた。医師に尋ねると、MRI検査を始め、かなり大掛かりな検査を行うとのこと。検査の間の待ち時間が非常に長かったので、Bさんと私は様々な話をするようになった。Bさん自身の子供の頃からの話も一通り聞いた。その結果、Bさんと私との信頼関係は一気に深まることになった。このことが後に功を奏することになるのだが、その時点ではまだ知る由もなかった。

■新型コロナ！

一月近くが経過し、息子さんの帰国が近づいてきたある日、息子さんから電話があった。

「しばらく戻れそうにありません。」

詳しく事情を聴くと、帰国のために乗っていた船で新型コロナの集団感染が発生して、船が隔離されたとのこと（そう、あの船のことだ。）。

幸いなことに息子さん夫婦は感染していなかったが、当時は新型コロナ感染者に対する差別的扱いが問題となっていたこともあり、息子さんからは、このことを施設やBさん本人には伏せておいてほしい、と頼まれた。そこで私は、Bさんや施設には、帰国が少し遅れている、ということだけを伝え、とくにBさんが心配をしないよう普段より気を遣って接した。その際、かつて精密検査の待ち時間で信頼関係を深めていたことが非常に役立った。施設職員の中には、私をBさんの本当の息子か孫だと勘違いしていた方も多くいたくらい自然に接することができた。

もちろんその間、Bさんや施設の状況は随時メールで息子さんに伝えていた。

3 コスモス成年後見サポートセンター入会のススメ

以上、生前事務委任契約に基づく業務について印象的なエピソードを中心に紹介してきた。

生前事務委任契約は、それ自体何らかの制度として定められているものではなく（任意後見契約のように特別法で定められている制度ではない。）、その内容や形態には様々なものが存在し得る。とはいえ、移行型任意後見契約においては、生前事務委任契約も任意後見契約に移行することが前提であり、両者の内容には共通するものが多いのも現実である。したがって、生前事務委任契約に基づく業務を行うに当たってもコスモスが提供している様々な幅広い研修が役に立つことは間違いない。

皆様にもコスモスに入会した上で、成年後見業務、及びその周辺の幅広い業務も積極的に行っていただきたいと思う。

会員の動き

登録者数（令和7年6月末日現在）

合 計		53,742 名	
内 訳	男	44,617 名	女 9,125 名
個人事務所開業	男	41,770 名	女 8,116 名
行政書士法人社員	男	2,092 名	女 429 名
個人使用人行政書士	男	397 名	女 285 名
法人使用人行政書士	男	358 名	女 295 名

法人会員（令和7年6月末日現在）

法人会員数	1,576
法人事務所数	1,832
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,329
従たる事務所数	503

異動状況（令和7年6月中の処理件数）

新規登録	合 計		439 名
	内 訳	男	346 名
		女	93 名
登録抹消	合 計		362 名
	内 訳	男	280 名
		女	82 名
抹消内訳	廃 業	109 名	
	死 亡	22 名	
	その他	0 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（相羽）

令和7年6月6日、行政書士法の一部を改正する法律案が参議院本会議において全会一致で可決・成立しました。今回の改正では、行政書士の使命と職責の明確化、特定行政書士の不服申立て代理範囲の拡大、非行政書士による業務制限規定の明確化、両罰規定導入、そして士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。これらの改正は、行政書士の社会的使命を再確認し、デジタル社会への適応を促し、そして無資格者による不適切な業務から国民を保護するという点で、重要な意義を持つと言えるでしょう。私たちの使命と職責が一層重みを増す今回の改正が、これからの社会環境の変化に柔軟に対応する新たな出発点となることを願ってやみません。

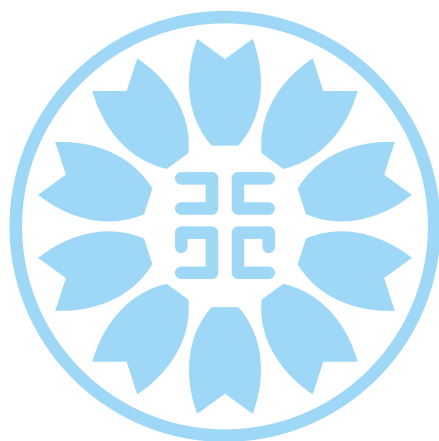
この大きな法改正に御尽力くださった方々に心から感謝申し上げます。

月刊 日本行政 8月号

第633号 令和7年7月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鵜沼 理人
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 8月号

令和7年7月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階